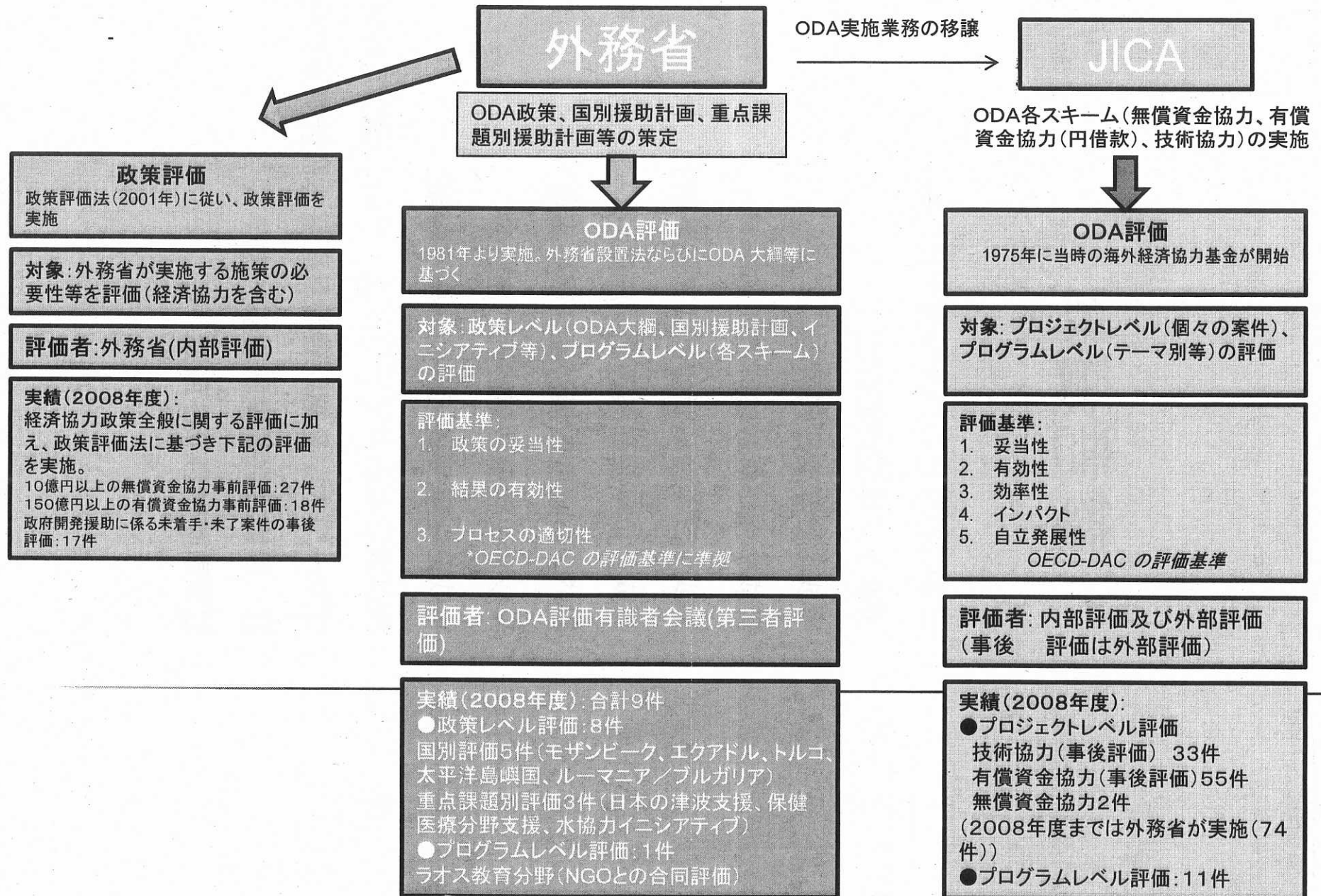


参考資料

- | | |
|-----|-------------------------------------|
| 1 | 日本におけるODA評価の仕組み |
| 2-① | 平成17年度政策評価 |
| 2-② | 平成18年度政策評価 |
| 2-③ | 平成19年度政策評価（施策） |
| 2-④ | 平成19年度政策評価（事務事業） |
| 2-⑤ | 平成20年度政策評価（施策） |
| 2-⑥ | 平成20年度政策評価（事務事業） |
| 2-⑦ | 平成21年度政策評価（施策） |
| 2-⑧ | 平成21年度政策評価（事務事業） |
| 3 | 我が国によるサマーワ支援 総括と今後の展望 |
| 4 | サマーワ大型発電所建設計画基本設計調査報告書 環境社会配慮関連部分抜粋 |
| 5 | 警察車両供与案件概要 |

日本におけるODA評価のしくみ



5-2 イラクの平和と安定のための支援

政策所管局課（室） 中東第二課

評価年月日 平成 17 年 5 月

政策の目的	イラクの平和と安定への貢献
政策の背景・概要と 必要性	【背景】 イラクは、湾岸戦争（1991年）以降、大量破壊兵器の査察に対する協力を含む累次の国連安保理決議に基づく義務に継続的に違反したため、国連安保理は、これを国際社会の平和と安定に対する大きな脅威と認識し、決議1441によりイラクに査察受入れの最後の機会を与えた。しかし、イラクは、一連の決議を履行しなかったことから、米国、英国等は、2003年3月、国連安保理決議に基づく武力行使に踏み切り、同年5月には全土を掌握し、主要な戦闘の集結を宣言した。 同月、国連安保理は、決議1483を全会一致で採択し、人道、復旧・復興支援、安定及び安全の回復への貢献を国連加盟国に要請し、また、米国、英国等がイラクに設置した連合暫定施政当局（CPA）に一時的にイラクの統治権限を認めた。同年7月には、イラク国民が統治に参加できるよう、同国民の有力者によって構成される統治評議会が設立された。 10月、イラク復興に対する国際社会の支援を集めるための国際会議がマドリッドで開催され（マドリッド会合）、総額330億ドル以上の支援が表明された。 統治評議会とCPAは、イラクを民主国家に移行させていくために、①2005年1月までの国民議会選挙の実施、②同年8月15日までの憲法草案の起草及び10月15日までの憲法草案に対する国民投票、③同年12月15日までの同憲法に基づく国民議会選挙の実施及び12月末までの正式政府の設立等の政治プロセスを決定し、その内容は、正式政府が成立するまでの移行期間におけるイラクの統治について定める「移行期間のためのイラク国家施政法」に規定された。 2004年6月には、国連安保理決議1546が採択され、上記の政治プロセスに対する国際社会の支持が示されるとともに、多国籍軍の任務・駐留期限が明確化され、加盟国に対してイラク復興支援への協力が要請された。また、同月28日、CPAからイラク暫定政府に統治権限が移譲された。 暫定政府の統治権限を担う中で、国際社会の協力を得つつ、政治プロセスは進展した。8月には、国民会議を開催、11月には国連選挙支援チームの支援を得て有権者登録等の選挙実施に必要な準備作業を開始した。これらの進展の一方で、武装勢力による反政府テロ活動が活発化し、暫定政府は米等各国から協力を得て治安確保に努めた。 11月下旬、シャルム・エル・シェイク（エジプト）においてG8等及び近隣国による国際会議が開催され、27カ国・機関が2005年1月末の国民議会選挙実施を含む政治プロセスの進展等に国際社会が一致して協力することが確認された。 2005年1月30日、イラク国民議会選挙は成功裏に実施され、安保理及び我が国をはじめとする各国は暫定政府の努力及び投票を行ったイラク国民に敬意を表した。 3月には同選挙によって選出された議員による国民議会の初会合が開催された。 また、これらの政治面での動きに並行して、国連と世銀が共同で運営するイラク復興信託基金が2004年2月に設立され、日本を議長国として、2月（アブダビ）、5月（ドーハ）、10月（東京）に国際会議を開催しイラク復興支援の拡充を図った。10月の東京会合には、広く関係国が集まり、53カ国・4国際機関が参加した。 【必要性】 次の観点から、日本政府は、国益を実現し、かつ国際社会における責任ある一員としての役割を果たすために、イラクの平和と安定の実現に向けて積極的に働きかけを行う必要がある。 (1) 武力攻撃後のイラクに安定と復興を実現することは国際社会の焦眉の課題であり、このためには、イラク自身による国家再建の努力を国際社会が一致して支援していくことが不可欠である。 (2) 中東地域の中心的国家の一つであるイラクの安定は、同国のみならず中東地域全体の安定に不可欠

	である。同地域の安定は、日本を含む国際社会全体の安定に影響する課題である。 (3) 日本は原油輸入の9割弱を中東地域に依存しており、同地域の平和と安定は日本がエネルギーを確保していく上で不可欠である。 【概要】 (1) イラクの安定と復興を実現するために、日本は、国際社会の責任ある一員として日本にふさわしい支援を行う必要があるとの認識の下、人道復興支援のために自衛隊をイラクに派遣するとともに政府開発援助（ODA）を提供し、これらを「車の両輪」として支援を実施してきた。 (イ) 自衛隊はイラク特措法に基づき、サマーワを中心とするムサンナー県において、道路、学校等の公共施設の補修事業及び医療分野における技術指導等の人道復興支援活動を行っている。 (ロ) ODAによる支援では、最大50億ドルの支援を表明している。そのうち15億ドルについては、「当面の支援」として無償資金による支援を行うこととしており、電力、教育、水・衛生、保健、雇用創出などイラク国民の生活基盤の再建及び治安の改善に重点を置き、平成16年度末までに約14億ドルの支援を実施・決定してきた。 (2) また、日本は、国際会議の開催、各国・機関への働きかけ等外交手段を通じて、イラク復興支援に関し国際社会において主導的な役割を担うとともに、国連及び諸外国に対してより積極的な支援の実施を促す等の取組を行った。具体的には、例えば、日本は2004年2月から一年間イラク復興信託基金ドナー委員会の議長国となり、アブダビ会合（2月）、ドーハ会合（5月）の議長を務めるとともに、10月には東京で同基金会合を開催した。その際、日本は、非ドナー国も招請することにより対イラク支援の裾野を広げ、同会合を国際社会が一致してイラクを支援するための場とするように努めた。また、東京会合では、同基金が機動的に国民議会選挙支援を行うことができるよう制度変更するために指導力を発揮した。 (3) さらに、国民議会選挙のようなイラクの国家再建において重要な課題については、イラクの選挙関係者を訪日招請しての研修、国民議会選挙の在外選挙監視等の支援を行った。						
目的達成のための考え方	(1) イラクの復興はイラク国民の手によって行われるものであり、諸外国の支援は、かかるイラク国民の努力を支援するものである。したがって、日本からの支援はイラクのニーズに対応し、イラク国民に高く評価されるような支援を行う必要がある。 (2) イラクの平和と安定の実現は国際社会の問題であり、安保理決議において加盟国に支援が要請され、また、累次の国際会議によっても支援が各国に求められている。このため、日本からの支援は、他の支援国や国際機関と協調しつつ行われる必要がある。 (3) また、イラクに対する支援に関する国際社会の取組において、日本はその国際的な地位に相応しい積極的かつ主導的な役割を担い、国際社会から高い評価が得られることが望まれる。						
外部要因	(1) 武装勢力による反政府テロ活動は、イラク政府の活動を阻害し、各国からのイラクに対する支援の効果を減じさせている。例えば、政府関係者に対するテロは政府の人材減となるとともにその活動を萎縮させることとなり、また、治安悪化によって事業現場へのアクセスが制約され、復興事業の実施を妨げることとなる。 (2) イラク政府部内における支援受入れ体制の不備は、イラクに対する支援の効果を減じる要因となっている。例えば、国連開発グループ・イラク信託基金事業進捗報告等においても、関係省庁間の調整の遅滞、担当者の頻繁な変更等の問題が指摘されているが、これらの問題は、日本の支援についても該当する。現在、このような問題に対応するため、イラク計画省を中心として、政府部内及び支援国との調整過程を明確化する取組が進みつつある。 (3) イラク国内の民族・宗派間調整は、これまでも移行政府成立の遅延を招いており、このような内政上の問題がイラク政府の活動を非効率化する側面は否定できない。						
投入資源	<table><tr><td>予算</td><td>平成15年度</td><td>平成16年度</td></tr><tr><td></td><td>—</td><td>47.1</td></tr></table>	予算	平成15年度	平成16年度		—	47.1
予算	平成15年度	平成16年度					
	—	47.1					

(注) 本省分予算

単位：百万円

※ 我が国は、平成15年10月のイラク復興支援国際会議（マドリッド会合）で平成19年までに最大50億ドルの支援を表明しており、平成16年度末までに約14億ドル分が実施・決定されている（本文、別添参照）。

人的投入資源 (定員ベース)	平成15年度	平成16年度
	2.4	3.3

(注) 本省分職員数

単位：人

※ このほか総合外交政策局、国際社会協力部、経済協力局等と共に作業している。

政策の評価

【目的達成に照らしての評価の切り口】

- ・イラクの平和と安定の進捗状況（過去1年）
- ・わが国の貢献

①【政策の目的達成状況】

【イラクの平和と安定の進捗状況（過去1年）】

イラクの平和と安定の実現に向けたイラクの取組み及び国際社会の支援は積極的に進められ、民主化までのスケジュールである政治プロセスは順調に進んできているが、依然反政府勢力によるテロ活動が頻発し、治安状況が十分に改善していないため、イラクの復興は必ずしも順調には進んでいない状況にある。

- (1) 政治面に関しては、2004年6月28日にCPAからイラク暫定政府へ統治権限が移譲され、さらに、2005年1月末に国民議会選挙が成功裏に実施され、その後も同選挙結果を踏まえて国民議会が開催され、移行政府が成立し、安保理決議1546の政治プロセスが順調に進展してきたといえる。これらの進展の背後には、イラク政府が政治プロセスを進展させることについて強い意思を有していただけてだけでなく、国際社会からの高い関心と大きな支援があった。国民議会選挙の実施に当たっては、2004年11月下旬のシャルム・エル・シェイク会合を始めとして国際社会はイラクに対し政治プロセス進展の重要性を指摘するとともに、米軍等による治安面の支援や国連等による選挙支援といった種々の支援をイラクは受けてきた。
- (2) 経済・復興面に関し、2004年の経済成長率は前年比46.5%（実質値）と順調な回復を示したのに対し、2005年は4%（実質値、予測）であり、IMFの目標値である17%から大幅に下回る予想となっており、失業率も30%超である（イラク計画省「国家開発戦略（NDS）」）。この統計が示唆するとおり、武力行使後の経済復興は当初順調に進んだものの、最近の減速傾向が見られ経済復興は道半ばといえる。経済復興の主要な阻害要因は、治安が十分に改善していないため、特に石油関連部門での活動が回復していないことにあると考えられる。

このように治安状況の制約はある中で、2003年10月のマドリッド会議以降、国際社会においては、2004年2月に国連及び世銀が共同で運営するイラク復興信託基金が設立され、同基金は日本を議長国として同年2月、5月及び10月に国際会議を開催し、イラクが支援ニーズを国際社会に訴える機会を設け、イラク支援に対する関心を高めるとともに、ニーズに対応した支援が円滑に実施できるようにするための制度構築等を図ってきた。また、同年9月以降、IMFの支援を得て行財政改革に取り組んでいる。さらに、国連は、2003年8月のバグダッド国連本部に対するテロ事件以降、バグダッド事務所への派遣職員数を限定し、累次の事務総長報告において治安が国連による支援活動の制約となっている旨指摘してきたが、2004年12月に警護官を含め200名以上の職員の派遣並びにバグダッドに加えてバスラ及びエルビルに事務所を開設することを発表し、支援活動を拡充しつつある。今後、政治プロセスの進展とともに、民主的に政府が発足し治安が安定していけば、これらの国際社会の支援は円滑に行われ奏功することが期待される。

- (3) 治安面に関し、状況に大きな改善はなく、地域によって脅威の度合いは異なるものの、予断を許さない状況が継続している。これは、反政府勢力によるテロ活動が依然活発であることによるものであるが、これに対して、イラク政府は米軍等の協力を得て治安改善に努めており、ファッル

ージャを始めとする各地で武装勢力に対する掃討作戦を累次実施し、また、米、NATO等による訓練等の支援を得て治安部隊の質量両面の拡大を図っている。イラク治安部隊は、2004年9月には約9万6千人であったのが2005年3月末には約15万人まで増加しており、2006年5月には27万人規模に拡大される見込みである。これらの取組により、今後治安が改善し、復興が進んでいくことが期待される。

【わが国の貢献】

上記のイラクにおける状況及び国際社会の取組みを踏まえ、我が国は、国際社会と協調しつつ、我が国に相応しい支援として概要次の貢献を行ってきた。

(1) 上記の取組みを踏まえ政治面に関し、日本は具体的に次の取組を行った。

(イ) シャルム・エル・シェイク会合において町村大臣が2005年1月国民議会選挙を含む政治プロセス進展の重要性を強調するスピーチを行うとともに、同趣旨をズィバーリー・イラク外相等政府要路に説明。

(ロ) イラク復興信託基金の議長国として選挙支援を行うためのクラスター11創設のために指導力を発揮するとともに、同クラスターに4000万ドル拠出することにより国連が選挙支援を実施するための環境を整備。

(ハ) イラクの選挙関係者を訪日招請して研修。

(ニ) 国民議会選挙の在外選挙について選挙監視要員を在外公館から派遣。

これらの日本の取組は、他の国際社会の支援と相まってイラクにおける政治プロセス進展に奏功したと考えられる。

(2) 経済・復興面に関し、日本は次の取組を行った。

(イ) 人道復興支援のために自衛隊をイラクに派遣するとともに政府開発援助(ODA)をイラクに提供している。

(a) 自衛隊はイラク特措法に基づき、サマーワを中心とするムサンナー県において、道路、学校等の公共施設の補修事業及び医療分野における技術指導等の人道復興支援活動を行っている。

(b) ODAによる支援では、最大50億ドルの支援を表明している。そのうち15億ドルについては、「当面の支援」として無償資金による支援を行うこととしており、電力、教育、水・衛生、保健、雇用創出などイラク国民の生活基盤の再建及び治安の改善に重点を置き、平成16年度末までに約14億ドルの支援を実施・決定してきた。(これらの支援の概要につき、別添参照。)

これらの日本の支援は、イラクより非常に高く評価され、アッラーウィー暫定政府首相を始め大統領、外相、計画省等から日本の支援に対する評価及び支援継続について要請があった。また、世論調査では、自衛隊が駐留するムサンナー県においては8割の住民が自衛隊の活動を肯定的に見ている(2004年11月朝日新聞・ウルク新聞(現地紙)、2005年1月アッサマーワ(現地紙))。このような高い評価は、自衛隊等による人的貢献があつてはじめて得られたものであり、イラクにおいて日本の民間人が活動できない状況下において、ODAによる支援だけではこれほど評価されることはなかったものと推測される。

また、そのような高い評価をイラク側から得た背景には、イラクの経済復興は前述のとおり道半ばであり、必ずしも軌道に乗っていない中で、日本の支援は、イラクのニーズに応えイラク側と調整した上で実施され、また、治安状況が十分ではない中で、現地関係者を活用する等の工夫によりできるだけ多くの支援を実施に移してきたこともあってと考えられる。

(ロ) 国際会議の開催、各国・機関への働きかけ等外交手段を通じて次の取り組みを行った。

(a) 日本は、2004年2月から一年間イラク復興信託基金ドナー委員会の議長国として、アブダビ会合(2月)、ドーハ会合(5月)の議長を務めるとともに、10月には東京で同基金会合を開催し、次のとおり国際社会におけるイラク支援に対する関心を高めるとともに、イラクに支援ニーズを国際社会に伝える機会を設けた。

・仏、独、露等の非ドナー国も招請することにより対イラク支援の裾野を広げ、同会合を

	国際社会が一致してイラクを支援するための場とするように努めた（東京会合には53カ国・4国際機関が参加）。 ・東京会合では、イラクから副首相、計画相等関係閣僚によるハイレベルの代表団が訪日し、「国家開発戦略(NDS)」の発表等によりイラクの支援ニーズを国際社会に訴えた。 ・当該基金への拠出を各国から積極的に集め、イラン等イラクと微妙な関係を有する国からの支援も得ることができた。 (b) 日本は、イラクにおける国連のプレゼンス拡大の必要性を重視し、2004年12月、小泉総理発アナン事務総長宛親書によってかかる必要性を指摘するとともに、2005年2月、イラクにおいて活動する国連職員を警護する部隊を派遣するための信託基金に750万ドル拠出した。この拠出に関しては、関係者より高く評価している旨伝えられている。 これらの日本の経済・復興に関するイニシアチブは、外相会談その他の外交活動の中で、多くの国・国際機関から高い評価を得ている。 (3) 治安面に関し、日本は、日本に相応しい方法による支援として、ODAを通じて、イラクの治安組織の能力向上のために具体的に次の支援を行った。 ・警察車両1144台の供与（内務省、約3000万ドル） 概要： 全国に配備予定（サマーワには40台の車両が配備）。 ・防弾車両供与計画（内務省、約500万ドル） 概要： バグダッド市及びサマーワを含むムサンナー県に20台の防弾車両を供与。 ・警察用バス及びオートバイ整備計画（内務省、約2400万ドル） 概要： イラク全土に配備される150台の警察用バス及び500台の警察用オートバイの供与。 ・消防車整備計画（内務省、約2000万ドル） 概要： バグダッド市、バスラ県及びサマーワ（6台）を含むムサンナー県に消防車70台を供与。 ・南北基幹通信網整備計画（通信省、約4600万ドル） 概要： イラク南北間の基幹伝送路を整備し、地域相互間の通信を可能にする。 ・市外電話交換機整備計画（通信省、約3300万ドル） 概要： 主要都市の市外電話交換機10台を更新し、電話サービスの復旧することで基幹伝送路への接続と主要都市への通話を可能にする。 これらの支援は米、NATO 等が行う訓練、施設整備等の支援と相俟って、イラク政府の治安能力向上に貢献している。
②【目的と手段の関係の適切性】	イラクの平和と安定の状況については、経済・復興面では道半ばであり、治安情勢についてはいまだ予断を許さない状態が続いているものの、政治プロセスは着実に進展に進展し、民主化に向けた国家再建が進みつつある。かかる進展には、イラク一国のみの力では不可能であり、国際社会の支援が不可欠である。我が国としては、安保理決議等に示される国際社会の支援の枠組みの中で、我が国に相応しい方法で効果の高い支援を行う必要がある。この観点から、上記のとおり自衛隊による人的貢献及びODAによる支援を始めとする支援は、他の国際社会の支援と相俟って確実に効果を上げていると考えられる。 分析 イラク国内では旧政権の残党勢力、国内のイスラム過激派及び国際テログループ等の武装勢力が活動している。こういった勢力の活動による不安定な治安情勢が、わが国を含む国際社会の貢献や復興支援に影響を与えており、支援の成果が必ずしも十分には発揮されていない。 また、成立後間もないイラク政府は、省庁間の所掌事務の曖昧さ・重複、人員不足等の行政組織としての脆弱性を抱えており、上記の治安情勢の影響と合わさって復興を阻害する要因となっている。 しかし、今後国際社会の支援を受けつつ政治プロセスが進展していけば、治安面及び経済・復興面でも状況の改善が期待することできることにかんがみれば、短期的にイラクの平和と安定が実現されないことをもって、早急に政策の適切性を判断すべきではない。

③【今後の課題】	イラクに対する支援を効果的に行うためには、イラクにおけるニーズに対応すること及び国際社会と協調することが重要であるが、このため、今後ともイラク政府、他の国際社会と緊密に連携しつつ、状況の変化を絶えず見極める必要がある。 ODAによる支援については、既に「当面の支援」である無償資金援助１５億ドル分について実施・決定されていることから、今後「中長期的支援」として円借款を中心とする最大３５億ドルの支援を効果的に実施していく必要がある。														
④【政策への反映】 (予算、機構・定員 要求への反映)	【一般的な方針】 イラクにおけるニーズを絶えず把握し、状況の変化を見極めて効果的な支援を実施していく。その際に、治安情勢の変化や憲法草案に対する国民投票、国民議会選挙等の政治プロセスの転機に留意する。 【事務事業の扱い】 <table><tr><td>●人道・復興支援の実施（国民の生活水準の向上、復興の進展）</td><td>→ 今のまま継続</td></tr><tr><td>●政治プロセス及び治安分野での協力（イラクにおける正式政権の早期発足、治安の改善）</td><td>→ 今のまま継続</td></tr><tr><td>●二国間関係の強化（二国間の相互理解の増進）</td><td>→ 今のまま継続</td></tr></table> 【概算要求、機構・定員要求への反映】 <table><tr><td></td><td>概算要求</td><td>機構要求</td><td>定員要求</td></tr><tr><td>反映方針</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>	●人道・復興支援の実施（国民の生活水準の向上、復興の進展）	→ 今のまま継続	●政治プロセス及び治安分野での協力（イラクにおける正式政権の早期発足、治安の改善）	→ 今のまま継続	●二国間関係の強化（二国間の相互理解の増進）	→ 今のまま継続		概算要求	機構要求	定員要求	反映方針	○	—	—
●人道・復興支援の実施（国民の生活水準の向上、復興の進展）	→ 今のまま継続														
●政治プロセス及び治安分野での協力（イラクにおける正式政権の早期発足、治安の改善）	→ 今のまま継続														
●二国間関係の強化（二国間の相互理解の増進）	→ 今のまま継続														
	概算要求	機構要求	定員要求												
反映方針	○	—	—												
【第三者の意見】															
評価総括組織のコメント	・ 国際社会の支援により、民主化に向けての政治プロセスは順調に進む一方、治安情勢については予断を許さない状況にある中で、イラクの平和と安定へのわが国の貢献の度合いを測ることは困難であるが、自衛隊による人的貢献及び ODA による支援などのわが国の支援は成果をあげており、関係諸国から高い評価を受けている。 ・ 評価においては、評価の切り口を活かして実績・成果を分かりやすく説明し、分析も妥当である。第三者の意見の活用がなされていない。 ・ 今後の課題及び評価を踏まえた政策の方向性は総論的であるが、イラクを巡る状況に鑑みれば妥当である。 ・ １７年度の重点外交政策である。 ・ １８年度の重点外交政策である。														

事務事業の評価

事務事業名	●人道・復興支援の実施（国民の生活水準の向上、復興の進展）
施策の内容及び必要性	【内容・必要性】 イラクの再建は、イラク国民にとって重要なことは言うまでもなく、中東地域及び国際社会の平和と安定にとって極めて重要であり、わが国にとっては、中東地域に石油資源の9割近くを依存しているという意味においても、国益に直結する課題である。イラクの復興は、まずはそこで生活する人々の生活水準を改善し希望を持って国の再建に当たることができるようにすることが、人道的観点からも第一に必要である。このような認識に基づき、わが国は、ODAによる支援と自衛隊による人的貢献を「車の両輪」として進めている。 ODAを活用した支援は、主に電力、教育、水、衛生、保健、雇用等、イラク国民の生活基盤の再建及び治安の改善に重点を置いて行っている。このような支援は、経済・社会面での復興に向けたイラクの主体的な取組を支援するとともに、イラクでの政治プロセスを後押しする役割も担っている。わが国は、2003年10月にマドリッドで開催されたイラク復興支援国際会議で最大50億ドルの支援を表明し（「当面の支援」として15億ドルの無償資金、中期的な支援として基本的に円借款で最大35億ドル）、このうち無償資金による支援が本格化し、2005年3月時点で約14億ドルが実施・決定されている。 自衛隊は2004年1月に先遣隊がムサンナー県に入ってから、2005年12月まで派遣が延長され、現在もサマーワを中心として医療、給水、学校などの公共施設の復旧・整備等を行っているが、自衛隊による支援は、ODAによる支援とも有機的な連携が図られている。例えば、自衛隊が浄水した水を配給するための給水車をODAで供与したり、ODAにより供与された医療器材の使用法を自衛隊医官が指導したり、自衛隊が砂利舗装した道路をODAによりアスファルト舗装するなどの例が挙げられる。 【平成16年度の実績】 (1) 平成16年度末までの時点で、イラクに対する直接支援として約7億7000万ドル（電力、医療・保健、水、衛生、治安、文化・スポーツ等の分野での支援）、国際機関経由の支援として約1億100万ドル（緊急人道支援、教育、電力、医療、雇用、文化等の分野での支援）、イラク復興関連基金への拠出として5.0億ドルNGO経由の支援として2200万ドル（わが国及び国際NGOを通じた医療や教育分野での支援）、その他（研修等の技術協力）の支援として約650万ドルをそれぞれ実施・決定した。 (2) 「イラク復興信託基金（IRFFI）ドナー委員会拡大大会（東京会合）」（10月13日～14日/於東京）を主催した。この会合は、平成16年6月28日の統治権限委譲後に始めて開催されたドナー会合であり、イラク暫定政府の代表団を含め、53ヵ国・4機関が参加した。
具体的成果（有効性）	(1) わが国の支援の結果として、主に生活基盤の改善に直結する分野においてこれまでに以下のような成果が想定されている。 (イ) 電力：発電所の復旧、変電所などの供与の結果、約460MW（イラクの供給電力量の約10%に相当）が復旧する。 (ロ) 医療・保健：病院の修復、医療器材や医薬品の供与等を行った結果、年間延べ400万人の利用体制が整備される。 (ハ) 水・衛生：上下水道の修復・整備の結果、延べ約200万人の人々が裨益する。 (ニ) 教育・文化：学校の修復を行った結果、延べ約610万人の生徒・学生が裨益する。 (ホ) 雇用：延べ30万人以上の雇用を創出した。 (2) イラク復興信託基金（IRFFI）ドナー委員会拡大大会（東京会合）では、サーレハ・イラク暫定政府副首相から、今後3年間（2005年～2007年）の戦略及び具体的施策を記述した、復興に向けた包括的な国家開発戦略が示された。また、平成15年1月の国民議会選挙に向けて、選挙を全国的に実施することの重要性が再確認され、参加各国が選挙への支援を表明し、わが国も4,000万ドルの支援を表明した。更に、2003年のマドリッド復興支援会議での拠出表明を、各ドナーが早急に実施する必要があることが確認された。

総合的評価	結果	○拡充強化 ☒ 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止 (具体的対応方針： 治安情勢の変化や憲法草案に対する国民投票、国民議会選挙等の政治プロセスの転機にも留意しつつ、現地ニーズを絶えず把握し、状況の変化を見極めて効果的な支援を実施していく。)
	理由	現状においては、復興は道半ばであり、イラク政府等からも強く支援を求められている。さらに、国際社会においても復興調整メカニズムを構築し、支援を強化しようとしている現状において、今後、我が国としては、状況変化を見極めつつ支援を継続していく必要がある。

事務事業の評価

事務事業名	●政治プロセス及び治安分野での協力（イラクにおける正式政権の早期発足、治安の改善）	
施策の内容及び必要性	【内容・必要性】 政治プロセスの推進と治安の改善は、イラクの国家再建の一部であり、不可欠である。これらと経済復興は互いに密接不可分であり、イラクの政治体制が安定し、治安が改善しなければ、復興に対するイラク国民の努力やわが国を始めとする各国の支援も十分な効果を発揮することができない。 わが国は、このような認識に基づき、イラクでの政治プロセスの推進や国際社会の十分な関与の確保に向けて働きかけを行っている。具体的には要人間での対話において治安改善や政治プロセスについての意見交換や選挙に対する支援、無償資金協力による警察車両の供与等を行っている。 【平成16年度の実績】 (1) 平成16年9月22日、小泉総理大臣とアッラーウィー暫定政府首相との間で、日・イラク首脳会談が行われた（於ニューヨーク）。会談では、政治プロセス、治安、復興支援の3点について話し合わせ、総理より、イラクの再建や国際社会の有効な復興支援の実施には治安状況の安定が不可欠であり、イラク国内の法と秩序の維持に向けて一層の努力を要請した。 (2) 平成16年度においては、平成17年1月30日に行われた国民議会選挙を積極的に支援した。具体的には4,000万ドルの選挙支援を実施したほか、12月24日から28日まで、イラク独立選挙管理委員会（IECI）職員に対する選挙管理の研修を実施した。フランス、イラン、ヨルダン、スウェーデン、シリア、トルコ、アラブ首長国連邦、英国の8カ国において、各国日本大使館員による在外選挙の国際監視を行った。 (3) 警察車両などの供与や通信網の復旧といった支援を行い、治安の改善に貢献した。	
具体的成果	(1) 2004年（平成16年）3月にイラク統治評議会メンバーによって署名された基本法に基づく政治プロセスが以下の通り進展した。平成17年1月に国民議会選挙が行われたが、治安など様々な困難にもかかわらず、イラク暫定政府の努力とイラク国民の意思によって投票が実施されたことは、民主化に向けた重要な一歩であると言える。 2004年6月1日 ヤーウェル大統領他副大統領2名、アッラーウィー首相をはじめとする33名の暫定政府閣僚が発表。 6月28日 連合暫定施策当局（CPA）からイラク暫定政府に対し統治権限が委譲。 8月15～18日 国民議会の開催、暫定国民評議会委員100名が選出。 2005年1月30日 国民議会選挙の実施 2月17日 選挙結果の公表 (2) イラク政府は各国の協力を得て治安能力を強化している。治安部隊は、2004年9月には約9万6千人であったのが2005年3月末には約15万人まで増加しており、2006年5月には27万人規模に拡大される見込みである。	
総合的評価	結果	○拡充強化 ☒ 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止 （具体的対応方針： 国際社会と緊密に連携しつつ、政治プロセスの進展状況、治安状況等を見極めながら効果の高い支援を行っていく。）
	理由	2005年度においても、政治プロセスについて憲法草案に対する国民投票及び国民議会選挙が予定され、また、治安面について未だ十分な改善が見られない中で、イラクは国際社会の支援を必要としており、わが国としても支援を行っていく必要がある。

事務事業の評価

事務事業名	●二国間関係の強化（二国間の相互理解の増進）	
施策の内容及び必要性	【内容】 わが国は、イラクとの二国間関係の強化、相互理解の増進の観点から、平成15年より、イラク支援に関する広報（日本国内向け、イラク国民・アラブ諸国向け）、人物交流、国際交流基金を通じたTV番組の提供（「おしん」等）、サッカーを始めとするスポーツ分野での支援を積極的に行っている。 【必要性】 わが国が行っている支援が十分にその効果を発するためには、イラク国民にわが国の人道復興支援の内容や目的を理解してもらい、協力を得ることが必要である。イラク文化・教育・スポーツ面での支援を行うことは、イラク国民が希望を持って再建に取り組むことができるよう、精神面での支えとして重要な意味を持つのみならず、そのような支援を行っているわが国に対する「友人」としての親近感をイメージを醸成することにもつながり、二国間の相互理解に資する有効な手段である。 また、中東地域全体、ひいては国際社会の安定に今後とも大きな影響を与えるイラクとの二国間関係の強化は、エネルギー安全保障の観点も含め、国際社会のみならず、わが国自身の安定と繁栄に関わる重要な施策である。	
具体的成果	(1) 要人間の会談 - 平成16年9月22日 小泉総理とアッラーウィー暫定政府首相が会談 - 平成16年10月4日 ハッサーニ・ムサンナー県知事が町村大臣を表敬 - 平成16年10月5日 ハッサーニ・ムサンナー県知事が総理を表敬 - 平成16年11月22日 ズイーバーリー外相と町村大臣が会談（エジプトのシャルム・エル・シェイクにおいて） (2) 二国間関係の進展 平成16年6月28日、イラク暫定政府に統治権限が委譲され、日本は同政府を承認した。同9月13日、鈴木敏郎特命全権大使を任命し、10月5日には、ジュマイリー駐日イラク特命全権大使が着任した。 (3) 文化・スポーツ・人物交流等 - 草の根文化無償のスキームを用いて、イラク・ムサンナー県においては、サッカースタジアム（オリンピックスタジアム）の修復のほか、同県イラク青年スポーツ局に対し、サッカーボール1,000個等、サッカー機材の供与を行った。 - アテネ五輪に出場する柔道代表選手及びコーチ各1名を招へいたほか、アルジェリアで開催されたアラブ大会に向け、柔道代表選手2名、陸上代表選手3名他を招聘した。	
総合的評価	結果	○拡充強化 ☒ 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止 (具体的対応方針： 政治プロセスの進展、経済・復興の状況等を見極めつつ、要人間の会談、文化・スポーツ・人物交流等による二国間関係の強化を今後とも継続していく。)
	理由	イラクにおける政治プロセスの進展に伴い、イラク政府の体制は短期間のうちに変化することから、今後とも要人間の関係を緊密に保っていく必要がある。また、今後イラクの国家再建が進むとともに、文化交流等を通じ国民レベルの長期的な相互理解増進が一層重要になる。

【参考資料】

○外交青書

○外務省HP

- ・わが国の対イラク復興支援
- ・イラク再建に向けた動き
- ・イラク復興支援における日本の取り組み
- ・イラクを巡る情勢の経緯（主要な戦闘の終了まで）
- ・日本の対イラク文化・教育面での協力
- ・イラク復興信託基金（IRFFI）ドナー委員会会合及び拡大会合（東京会合）
- ・日・イラク首脳会談概要（平成16年9月22日）
- ・日本の外交努力（中東）（平成17年5月）
- ・パンフレット「イラク復興支援」（平成16年12月改訂）
- ・イラク人道復興支援の成果（時の動き 平成17年1月号）

○イラク計画省「国家開発戦略（NDS）」（2005年6月）

○IMF＝イラク合意（2004年9月 Letter of Intent, Memorandum of Economic and Financial Policies, and Technical Memorandum of Understanding）

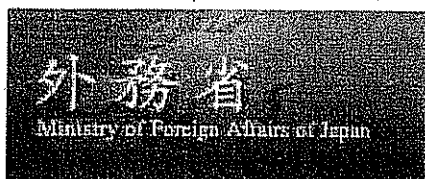
○国連安保理決議1441, 1483, 1546等

○国連安保理決議1546に基づく国連事務総長レポート（2004年12月8日、9月3日、8月5日、2003年12月5日付）、国連事務総長記者発表（2004年12月15日付（イラクにおける国連ブレゼンス拡大）等）ほか国連事務局公表資料（国連HP掲載）

○イラク信託基金（IRFFI）ドナー委員会会合議長ステートメント等、国連開発グループ・イラク信託基金事業進捗報告（2004年7月－12月）等（IRFFIのHP、国連開発グループHP掲載）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

それでも見つからない場合は、Google(<http://www.google.ne.jp>)のフリーワード検索にて、資料名・日付を入力し検索をしてください。



外務省案内 | 渡航関連情報 | 各国・地域情勢 | 外交政策 | ODA | 会談・訪問 | 報道・広報 | キッズ外務省 | 資料・公開情報 | 各種手続き

[トップページ](#) > [外務省案内](#) > [省庁共通公開情報](#)

省庁共通公開情報

I.実施計画に基づく事後評価

1. 地域・分野

5-2 イラクの平和と安定のための支援

中東第二課長 岩井文男

平成18年5月

施策の目標	イラクの平和と安定への貢献
施策の位置付け	平成17年度重点外交政策に言及あり。 平成18年度重点外交政策に言及あり。 第159回/第162回/第164回施政方針演説に言及あり。
施策の概要 (10行以内)	(1) イラクの安定と復興を実現するために、日本は、国際社会の責任ある一員として日本にふさわしい支援を行う必要があるとの認識の下、人道復興支援のために自衛隊をイラクに派遣するとともに政府開発援助(ODA)を提供し、これらを「車の両輪」として支援を実施してきた。 (イ) 自衛隊はイラク特措法に基づき、サマーワを中心とするムサンナー県において、道路、学校等の公共施設の補修事業及び医療分野における技術指導等の人道復興支援活動を行っている。 (ロ) ODAによる支援では、最大50億ドルの支援等を表明している。そのうち15億ドルについては、「当面の支援」として無償資金による支援を行うこととしており、電力、教育、水・衛生、保健、雇用創出などイラク国民の生活基盤の再建及び治安の改善に重点を置き、既に全額を決定した。 (ハ) 35億ドルの円借款については、2006年3月末に3件計約765億円の実施を表明した。 (2) また、日本は、国際会議の開催、各国・機関への働きかけ等外交手段を通じて、イラク復興支援に関し国際社会において主導的な役割を担うとともに、国連及び諸外国に対してより積極的な支援の実施を促す等の取組を行った。具体的には、例えば、日本は2004年2月から一年間イラク復興信託基金ドナー委員会の議長国となり、アブダビ会合(2月)、ドーハ会合(5月)の議長を務めるとともに、10月には東京で同基金会合を開催した。2005年6月には、ブリュッセルにおいて、イラク国際会議が開催され、我が国は、EUと共に、経済・復興セッションの共同議長を務めた。さらに、2005年1月、12月に行われた国民議会選挙のようなイラクの国家再建において重要な課題については、イラクの選挙関係者を訪日招請しての研修等の支援を行った。

【施策の必要性】

日本は原油輸入の9割弱を中東地域に依存しているところ、石油埋蔵量世界第3位のイラクの平和と安定は、中

東地域の平和と安定に資する。このためには、イラク自身による国家再建の努力を国際社会が一致して支援していくことが不可欠である。

【施策の有効性】(目標達成のための考え方)

イラクの平和と安定の状況については、経済・復興面では道半ばであり、治安情勢についてはいまだ予断を許さない状態が続いているものの、政治プロセスは着実に進展し、民主化に向けた国家再建が進みつつある。かかる進展は、イラク一国のみの力では不可能であり、国際社会の支援が不可欠である。我が国としては、安保理決議等に示される国際社会の支援の枠組みの中で、我が国に相応しい方法で効果の高い支援を行う必要がある。この観点から、上記概要のとおり自衛隊による人的貢献及びODAによる支援をはじめとする支援は、他の国際社会の支援と相俟って確実に効果を上げていると考えられる。

【施策の効率性】(3行以内)

イラクのニーズに応じており、イラクの政治プロセス、治安の回復、復興を他の支援国や国際機関と協調しつつ、同時に進捗させ、人的貢献を伴う日本の支援は、イラクの平和と安定への貢献の方策として効率的である。

【投入資源】

予算	平成17年度	平成18年度
	33,945	27,416

単位:千円

(注)本省分予算

人的投入資源	平成17年度	平成18年度
	3.3	3.3

(注)本省分職員数(定員ベース)

単位:人

【外部要因】

- (1) 武装勢力による反政府テロ活動は、イラク政府の活動を阻害し、各国からのイラクに対する支援の効果を減じさせている。例えば、政府関係者に対するテロは政府の人材の喪失となるとともにその活動を萎縮させることとなり、また、治安悪化によって事業現場へのアクセスが制約され復興事業の実施を妨げることとなる。
- (2) イラク政府部内における支援受入れ体制の不備は、イラクに対する支援の効果を減じる要因となっている。例えば、国連開発グループ・イラク信託基金事業進捗報告等においても、関係省庁間の調整の遅滞、担当者の頻繁な変更等の問題が指摘されているが、これらの問題は、日本の支援についても該当する。現在、このような問題に対応するため、イラク計画省を中心として、政府部内及び支援国との調整過程を明確化する取組が進みつつある。
- (3) イラク国内の民族・宗派間調整は、これまでも新政府成立の遅延を招いており、このような内政上の問題がイラク政府の活動を非効率化する側面は否定できない。

【施策の評価】

【平成17年度に実施した施策に係る評価の考え方】

平成17年度は、12月に新政権発足のための国民議会選挙が成功裡に実施されるなど、政治プロセスへの支援の評価として区切りのよい年である。治安、復興への支援については、中、長期的なタームで評価する必要がある、暫定的な性格のものである。

【評価の切り口】

- (1) 政治プロセス、治安、復興における我が国の貢献
- (2) 二国間関係の強化の状況

【目標の達成状況(評価)】**(1) 政治プロセス・治安・復興における我が国の貢献**

我が国は、以下の通りイラクの政治プロセス、経済・復興、治安の分野において支援を行いイラクの平和と安定への貢献に寄与した。

(イ) 政治面に関し、日本は具体的に次の取組を行った。これらの日本の取組は、他の国際社会の支援と相まってイラクにおける政治プロセス進展に奏功したと考えられる。

- 2005年6月、憲法制定セミナーを東京で開催し、ハサニー国民議会議長をヘッドとする国民議会議員等14名を招聘。
- 2005年6月には、ブリュッセルにおいて、イラク国際会議が開催され、我が国は、EUと共に、経済・復興セッションの共同議長を務めた。我が国は、この会議においてイラクの政治プロセス、治安、復興が同時に進捗することが重要である旨国際社会にアピールした。
- 憲法制定、国民議会選挙、新政府発足等の政治プロセスがイラクの国民融和の下で進められることが重要である旨、小泉総理をはじめとする様々なレベルで累次の機会で働きかけを行った。
- イラクの選挙関係者を訪日招請して研修。

(ロ) 経済・復興面については以下のとおり、人道復興支援のために自衛隊をイラクに派遣するとともに政府開発援助(ODA)をイラクに提供した。

- 自衛隊はイラク特措法に基づき、サマワを中心とするムサンナー県において、道路、学校等の公共施設の補修事業及び医療分野における技術指導等の人道復興支援活動を行っている。
- ODAによる支援では、最大50億ドルの支援を表明している。そのうち15億ドルについては、「当面の支援」として無償資金による支援を行うこととしており、電力、教育、水・衛生、保健、雇用創出などイラク国民の生活基盤の再建及び治安の改善に重点を置き、平成17年度末までに約15億ドルの支援を実施・決定してきた。(これらの支援の概要につき、別添参照。)
- これらの日本の支援は、イラクより非常に高く評価され、ジャアファリー移行政府首相をはじめ大統領、外相、計画省等から日本の支援に対する評価及び支援継続について要請があった。
- また、世論調査では、自衛隊が駐留するムサンナー県においては8割の住民が自衛隊の活動を肯定的に見ている(2004年11月朝日新聞・ウルク新聞(現地紙)、2005年1月アッサマーワ(現地紙))。このような高い評価は、自衛隊等による人的貢献があつてはじめて得られたものであり、イラクにおいて日本の民間人が活動できない状況下において、ODAによる支援だけではこれほど評価されることはなかったものと推測される。
- また、そのような高い評価をイラク側から得た背景には、イラクの経済復興は前述のとおり道半ばであり、必ずしも軌道に乗っていない中で、日本の支援は、イラクのニーズに応えイラク側と調整した上で実施され、また、治安状況が十分ではない中で、現地関係者を活用する等の工夫によりできるだけ多くの支援を実施に移してきたこともあって考えられる。

(ハ) 経済・復興の分野について、以下の通り支援の裾野を拡大し、主要な国際会議の議長をつとめる等、国際協調を強化し、リードした。また、国際会議の開催、各国・機関への働きかけ等外交手段を通じて次の取組を行った。これらの日本の経済・復興に関するイニシアティブは、外相会談その他の外交活動の中で、多くの国・国際機関から高い評価を得ている。

- 日本は、2004年2月から一年間イラク復興信託基金ドナー委員会の議長国として、アブダビ会合(2月)、

ドーハ会合(5月)の議長を務めるとともに、10月には東京で同基金会合を開催し、次のとおり国際社会におけるイラク支援に対する関心を高めるとともに、イラクに支援ニーズを国際社会に伝える機会を設けた。

- 2005年6月には、ブリュッセルにおいて、イラク国際会議が開催され、我が国は、EUと共に、経済・復興セッションの共同議長を務めた。我が国は、この会議においてイラクの政治プロセス、治安、復興が同時に進捗することが重要である旨国際社会にアピールした。日本は、イラクにおける国連のプレゼンス拡大の必要性を重視し、2004年12月、小泉総理発アナン事務総長宛親書によってかかる必要性を指摘するとともに、2005年2月、イラクにおいて活動する国連職員を警護する部隊を派遣するための信託基金に750万ドル拠出した。この拠出に関しては、関係者より高く評価している旨伝えられている。

(二) 治安面に関し、日本は、日本に相応しい方法による支援として、ODAを通じて、イラクの治安組織の能力向上のために具体的に次の支援を行った。これらの支援は米、NATO等が行う訓練、施設整備等の支援と相俟って、イラク政府の治安能力向上に貢献した。

- 防弾車両供与計画(イラク全土対象)(緊急無償)
 - (1) 決定時期: 2004年6月
 - (2) 供与先: イラク内務省
 - (3) 供与金額: 約5億9000万円
 - (4) 概要: 要人警護を目的としてイラク内務省に対して20台の防弾車両を供与(ムサンナー県には2台)。2005年10月に完了。
- 警察用バス及びオートバイ整備計画(イラク全土対象)(緊急無償)
 - (1) 決定時期: 2004年12月
 - (2) 供与先: イラク内務省
 - (3) 供与金額: 約26億2000万円
 - (4) 概要: イラク内務省に対し警察用バス(150台)及びオートバイ(500台)を供与(ムサンナー県にはバス3台、オートバイ12台を想定)。2006年6月に完了予定。
- ムサンナー県警察ポストに対する機材供与計画(草の根・人間の安全保障無償)
 - (1) 決定時期: 2005年1月
 - (2) 供与先: ムサンナー県警本部
 - (3) 供与金額: 約2700万円
 - (4) 概要: サマーワ市の警察ポスト(6カ所)に対し、夜間警備用機材(発電機付き照明器具、検問鏡、蛍光ベスト)等を供与。2005年3月に完了。なお、各ポストには10～12人の警察官が24時間体制で警備に当たっている。
- ムサンナー県警察署に対する機材供与計画(草の根・人間の安全保障無償)
 - (1) 決定時期: 2005年6月
 - (2) 供与先: ムサンナー県警本部
 - (3) 供与金額: 約1700万円
 - (4) 概要: ムサンナー県内の警察署(6カ所)に対し、機器(無線レシーバー等の通信機器など)及び事務所用備品等を供与。2005年7月に完了。
- ムサンナー県国境警察に対する機材供与(草の根・人間の安全保障無償)
 - (1) 決定時期: 2005年8月
 - (2) 供与先: ムサンナー県国境警察
 - (3) 供与金額: 約1億円
 - (4) 概要: ムサンナー県国境警察(14カ所)に対し、四輪駆動ピックアップ車両(計14台)、給水車(計1台)、給油車(計2台)、発電機(4機)、無線機等を供与。近く完了(一部機材未到着)。

- ムサンナー県警察訓練プログラム(紛争予防・平和構築無償)
 - (1) 決定時期: 2005年7月(イラク政府と書簡交換後、対外発表)
 - (2) 実施機関: イラク内務省
 - (3) 供与金額: 約3億7800万円
 - (4) 概要: ムサンナー県において、最長25週にわたり、計6200人の警察官及び計1340人の幹部候補者に対して各種分野での指導を行う事業経費(人件費、指導員用機材費、事務所機材費、車両関連機材費)に対する資金を手当て。2006年1月14日より訓練開始。
- イラク警察研修(鑑識及び組織整備支援)
 - (1) 期間: 平成16年9月27日～10月5日
 - (対象者: イラク内務省職員及びイラク警察官計10名)
 - 平成17年5月12日～5月20日
 - (対象者: ムサンナー県警察幹部計10名対象)
 - 平成18年3月27日～4月5日
 - (対象者: ムサンナー県警察幹部3名を含む計10名)
 - (2) 研修内容: 日本の警察組織、制度、教育システム等の概要、鑑識を中心とした科学的捜査方法。

(2) 二国間関係の強化の状況

以下のとおり二国間関係強化のための取組を行い、上記の取組を補完し、イラクの平和と安定に貢献した。

(イ) 要人間の会談

- 平成17年6月17日 小泉総理とハサニー国民議会議長が会談
- 平成17年11月24日 日・イラク外相会談
- 平成17年11月25日 ズイーバーリー外相が小泉総理を表敬
- 平成17年12月5日 日・イラク首脳会談

(ロ) 二国間関係の進展

平成16年6月28日、イラク暫定政府に統治権限が委譲され、日本は同政府を承認した。同9月13日、鈴木敏郎特命全権大使を任命し、10月5日には、ジュマイリー駐日イラク特命全権大使が着任した。平成18年3月には山口大使が新たに着任した。

(ハ) 文化・スポーツ・人物交流等

- 草の根文化無償スキームを用いて、イラクサッカー協会に対するサッカー器材の輸送費支援、イラク柔道協会に対する柔道器材供与及び中古柔道器材の輸送費支援、イラク・オリンピック委員会に対するスポーツ器材供与を行った。また、ムサンナー県においては、オリンピックスタジアムの修復(外観部分及び陸上トラック)、同県イラク青年スポーツ局に対するサッカー器材の供与、同県教育局に対するスポーツ器材(サッカー、バレーボール、バスケットボール、陸上)の供与を行った。
- 柔道関係者3名を他の中東諸国の関係者と共に招聘し、一行は嘉納治五郎杯国際柔道大会に出場したほか、講道会館で集中トレーニングを実施した。
- 平成18年3月、国際交流基金を通じて、日本のサッカーアニメTV番組「キャプテン翼」のアラビア語吹き替え版をイラク・メディア・ネットワークに対し無償提供した(平成18年7月以降、放映予定)。

【評価の結果(目標の達成状況)】(類型化した表現で自己評価する)

「目標の達成に向けて相当な進展があった」

(理由) 治安、内政等のイラク国内事情による制約はあったものの、我が国をはじめとする支援国の協調の下、平成

17年度において新政権発足に向けた3回の選挙(1月の国民議会選挙、10月の憲法草案に対する国民投票、12月の国民議会選挙)が成功裏に終了したことは、目標に向けて相当な進展があったものと評価できる。人道支援の分野、ODA、二国間関係の分野においても国際的に高い評価を得ており、相当な進展があったと評価できる。

【今後の課題】(評価の結果、判明した新しく取り組むべき課題等)(2行以内)

イラクに対する支援を効果的に行うためには、イラクにおけるニーズに対応すること及び国際社会と協調することが重要であるが、このため、今後ともイラク新政府、他の国際社会と緊密に連携しつつ、状況の変化を絶えず見極める必要がある。

ODAによる支援については、既に「当面の支援」である無償資金援助15億ドル分について実施・決定されていることから、今後「中長期的支援」として円借款を中心とする最大35億ドルの支援を効果的に実施していく必要がある。

政策への反映

【一般的な方針】(2行以内)

イラクにおけるニーズを絶えず把握し、状況の変化を見極めて効果的な支援を実施していく。その際に、治安情勢の変化や政治プロセス完了後の情勢に留意する。

【事務事業の扱い】

- ・ 人道・復興支援の実施(国民の生活水準の向上、復興の進展)→今のまま継続
- ・ 政治プロセス及び治安分野での協力(イラクにおける挙国一致の維持・拡大、治安の改善)→今のまま継続
- ・ 二国間関係の強化(二国間の相互理解の増進)→今のまま継続

【平成19年度予算・機構・定員要求への反映方針】

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	—	—

【第三者の所見】(施策に通じた有識者による当該評価に関する所見とする。)

大野元祐 中東調査会上席研究員

- (1) 日本のイラク支援は米国を別とすれば最大の支援で、政治プロセスの中で実を結んできている。
- (2) 日本の支援について、3つのことが言える。1)他のドナーに比べ、断然早い時期から支援に取り組始めた、2)自衛隊とODAの複合、新しい形の軍民協力、3)上からのアプローチでなく、地に足のついた形での国づくり支援である。
- (3) 他方、リード・ドナーとして国際社会の支援を十分には拡大できなかった点が惜しまれる。さらに言えば、イラク支援では、日本の行うこと自体が変数たりうることを十分には生かし切れていないということも指摘できる。
- (4) 今後のイラク支援は、イラク人の自立へのステップとなるような支援に力を入れてはどうか。

【評価総括組織の所見】(評価に関する技術的な所見とする。)

政治プロセス、経済・復興、治安の各分野に分類して評価を行っており、特に経済・復興、治安の分野については暫定的な評価であるも、定量的見地を取り入れた評価を行っている。

【事務事業の評価】

事務事業名: 人道・復興支援の実施(国民の生活水準の向上、復興の進展)

イラクの再建は、イラク国民にとって重要なことは言うまでもなく、中東地域及び国際

事務事業の概要	社会の平和と安定にとって極めて重要であり、我が国にとっては、中東地域に石油資源の9割近くを依存しているという意味においても、国益に直結する課題である。イラクの復興は、まずはそこで生活する人々の生活水準を改善し希望を持って国の再建に当たることができるようにすることが、人道的観点からも第一に必要である。このような認識に基づき、我が国は、ODAによる支援と自衛隊による人的貢献を「車の両輪」として進めている。 ODAを活用した支援は、主に電力、教育、水、衛生、保健、雇用等、イラク国民の生活基盤の再建及び治安の改善に重点を置いて行っている。このような支援は、経済・社会面での復興に向けたイラクの主体的な取組を支援するとともに、イラクでの政治プロセスを後押しする役割も担っている。我が国は、2003年10月にマドリードで開催されたイラク復興支援国際会議で最大50億ドルの支援を表明し（「当面の支援」として15億ドルの無償資金、中期的な支援として基本的に円借款で最大35億ドル）、このうち無償資金による支援が本格化し、2006年3月時点で全額を決定した。 自衛隊は2004年1月に先遣隊がムサンナー県に入ってから、現在もサマーワを中心として医療、給水、学校などの公共施設の復旧・整備等を行っているが、自衛隊による支援は、ODAによる支援とも有機的な連携が図られている。例えば、自衛隊が浄水した水を配給するための給水車をODAで供与したり、ODAにより供与された医療器材の使用法を自衛隊医官が指導したり、自衛隊が砂利舗装した道路をODAによりアスファルト舗装するなどの例が挙げられる。
有効性 (具体的成果)	(1) 我が国の支援の結果として、主に生活基盤の改善に直結する分野においてこれまでに以下のような成果が想定されている。 (イ) 電力: サマーワ大型発電所の建設、発電所の復旧、変電整備などの供与の結果、約520MW(イラクの供給電力量の約10%に相当)が復旧する。 (ロ) 医療・保健: 全国11病院の整備を支援することによって年間延べ400万人程度の利用体制が整備される。 (ハ) 水・衛生: バグダッドの浄水設備及びムサンナー県の給水能力向上を支援することによって、延べ約600万人程度の人々が裨益する。 (ニ) 教育・文化: 校舎の再建・学用品の供与等の支援を行った結果、延べ約610万人程度の生徒・学生が裨益する。 (ホ) 雇用: 延べ300万人以上の雇用を創出した。 (2) 2004年10月のイラク復興信託基金(IRFFI)ドナー委員会拡大会合(東京会合)では、サーレハ・イラク暫定政府副首相から、今後3年間(2005年～2007年)の戦略及び具体的施策を記述した、復興に向けた包括的な国家開発戦略が示された。2005年6月には、ブリュッセルにおいて、イラク国際会議が開催され、我が国は、EUと共に、経済・復興セッションの共同議長を務めた。
事業の総合的評価	○内容の見直し ○拡充強化 ○今のまま継続 ○縮小 ○中止・廃止 (理由と今後の方針) 現状においては、復興は道半ばであり、イラク政府等からも強く支援を求められている。さらに、国際社会においても復興調整メカニズムを構築し、支援を強化しようとしている現状において、今後、我が国としては、状況変化を見極めつつ支援を継続していく必要がある。

事務事業名: 政治プロセス及び治安分野での協力

	(内容・必要性) 政治プロセスの推進と治安の改善は、イラクの国家再建の一部であり、不可欠である。これらと経済復興は互いに密接不可分であり、イラクの政治体制が安定し、治安が改善しなければ、復興に対するイラク国民の努力や我が国をはじめとする各国の支援も十分な効果を発揮することができない。 我が国は、このような認識に基づき、イラクでの政治プロセスの推進や国際社会の十分な関与の確保に向けて働きかけを行っている。具体的には要人間での対話において治安改善や政治プロセスについての意見交換や選挙に対する支援、無償資金協
--	---

力による警察車両の供与等を行っている。

具体的には、以下のとおり。

(1) 政治面に関し、日本は具体的に次の取組を行った。これらの日本の取組は、他の国際社会の支援と相まってイラクにおける政治プロセス進展に奏功したと考えられる。

- 2005年6月、憲法制定セミナーを東京で開催し、ハサニー国民議会議長をヘッドとする国民議会議員等14名を招聘。
- 2005年6月には、ブリュッセルにおいて、イラク国際会議が開催され、我が国は、EUと共に、経済・復興セッションの共同議長を務めた。我が国は、この会議においてイラクの政治プロセス、治安、復興が同時に進捗することが重要である旨国際社会にアピールした。
- 憲法制定、国民議会選挙、新政府発足等の政治プロセスがイラクの国民融和の下で進められることが重要である旨、小泉総理をはじめとする様々なレベルで累次の機会働きかけを行った。
- イラクの選挙関係者を訪日招請して研修。

(2) 治安面に関し、日本は、日本に相応しい方法による支援として、ODAを通じて、イラクの治安組織の能力向上のために具体的に次の支援を行った。これらの支援は米、NATO等が行う訓練、施設整備等の支援と相俟って、イラク政府の治安能力向上に貢献した。

(イ) 防弾車両供与計画(イラク全土対象)(緊急無償)

- 決定時期: 2004年6月
- 供与先: イラク内務省
- 供与金額: 約5億9000万円
- 概要: 要人警護を目的としてイラク内務省に対して20台の防弾車両を供与(ムサンナー県には2台)。2005年10月に完了。

(ロ) 警察用バス及びオートバイ整備計画(イラク全土対象)(緊急無償)

- 決定時期: 2004年12月
- 供与先: イラク内務省
- 供与金額: 約26億2000万円
- 概要: イラク内務省に対し警察用バス(150台)及びオートバイ(500台)を供与(ムサンナー県にはバス3台、オートバイ12台を想定)。2006年6月に完了予定。

(ハ) ムサンナー県警察ポストに対する機材供与計画(草の根・人間の安全保障無償)

- 決定時期: 2005年1月
- 供与先: ムサンナー県警本部
- 供与金額: 約2700万円

事務事業の概要

- 概要: サマーワ市の警察ポスト(6カ所)に対し、夜間警備用機材(発電機付き照明器具、検問鏡、蛍光ベスト)等を供与。2005年3月に完了。なお、各ポストには10~12人の警察官が24時間体制で警備に当たっている。

(二)ムサンナー県警察署に対する機材供与計画(草の根・人間の安全保障無償)

- 決定時期: 2005年6月
- 供与先: ムサンナー県警本部
- 供与金額: 約1700万円
- 概要: ムサンナー県内の警察署(6カ所)に対し、機器(無線レシーバー等の通信 機器など)及び事務所用備品等を供与。2005年7月に完了。

(ホ)ムサンナー県国境警察に対する機材供与(草の根・人間の安全保障無償)

- 決定時期: 2005年8月
- 供与先: ムサンナー県国境警察
- 供与金額: 約1億円
- 概要: ムサンナー県国境警察(14カ所)に対し、四輪駆動ピックアップ車両(計14台)、給水車(計1台)、給油車(計2台)、発電機(4機)、無線機等を供与。近く完了(一部機材未到着)。

(ハ)ムサンナー県警察訓練プログラム(紛争予防・平和構築無償)

- 決定時期: 2005年7月(イラク政府と書簡交換後、対外発表)
- 実施機関: イラク内務省
- 供与金額: 約3億7800万円
- 概要: ムサンナー県において、最長25週にわたり、計6200人の警察官及び計1340人の幹部候補者に対して各種分野での指導を行う事業経費(人件費、指導員用機材費、事務所機材費、車両関連機材費)に対する資金を手当て。2006年1月14日より訓練開始。

(ト)イラク警察研修(鑑識及び組織整備支援)

- 期間: 平成16年9月27日~10月5日(対象者: イラク内務省職員及びイラク警察官計10名)
平成17年5月12日~5月20日
(対象者: ムサンナー県警察幹部計10名対象)
平成18年3月27日~4月5日
(対象者: ムサンナー県警察幹部3名を含む計10名)
- 研修内容: 日本の警察組織、制度、教育システム等の概要、鑑識を中心とした科学的捜査方法。

(1)政治面に関しては、「基本法」及び安保理決議1546に定められた政治プロセスのスケジュールにしたがい概ね順調に進捗してきたといえる。2005年1月30日のイラク国民議会選挙実施、4月28日の移行政府発足、8月22日の憲法草案の国民議会提出、10月15日の国民投票、12月15日の新政府発足のための国民議会選挙

有効性 (具体的成果)	実施はその証である。2006年2月10日には同選挙の最終結果が発表され、4月22日には、国民議会において新政府の首相、大統領、国民議会議長等が選出された。5月20日には新政府が発足し、これをもって政治プロセスが完了することとなる。これらの進展の背後には、イラク政府が政治プロセスを進展させることについて強い意思を有していただけではなく、国際社会からの高い関心と大きな支援があった。2005年6月には、ブリュッセルにおいて、イラク国際会議が開催され、我が国は、EUと共に、経済・復興セッションの共同議長を務めた。我が国は、この会議においてイラクの政治プロセス、治安、復興が同時に進捗することが重要である旨国際社会にアピールした。 (2)イラク政府は各国の協力を得て治安能力を強化している。 治安部隊は、2005年1月には約13万人であったのが2006年3月末には約25万人まで増加した。
事業の総合的評価	○内容の見直し ○拡充強化 <u>○今のまま継続</u> ○縮小 ○中止・廃止 (理由と今後の方針) 政治プロセスは完了したが、挙国一致体制を維持・拡大し、治安の改善に取り組む必要がある。このため、イラクは国際社会の支援を必要としており、我が国としても支援を行っていく必要がある。

事務事業名: 二国間関係の強化の状況

事務事業の概要	(内容) 我が国は、イラクとの二国間関係の強化、相互理解の増進の観点から、平成15年より、イラク支援に関する広報(日本国内向け、イラク国民・アラブ諸国向け)、人物交流、国際交流基金を通じたTV番組の提供(「おしん」及び「キャプテン翼」等)、サッカーをはじめとするスポーツ分野での支援を積極的に行っている。 (必要性) 我が国が行っている支援が十分にその効果を発するためには、イラク国民に我が国の人道復興支援の内容や目的を理解してもらい、協力を得ることが必要である。イラク文化・教育・スポーツ面での支援を行うことは、イラク国民が希望を持って再建に取り組むことができるよう、精神面での支えとして重要な意味を持つのみならず、そのような支援を行っている我が国に対する「友人」としての親近感をイメージを醸成することにもつながり、二国間の相互理解に資する有効な手段である。 また、中東地域全体、ひいては国際社会の安定に今後とも大きな影響を与えるイラクとの二国間関係の強化は、エネルギー安全保障の観点も含め、国際社会のみならず、我が国自身の安定と繁栄に関わる重要な施策である。
有効性 (具体的成果)	(1)要人間の会談 ● 平成17年6月17日 小泉総理とハサニー国民議会GC法が会談 ● 平成17年11月24日 日・イラク外相会談 ● 平成17年11月25日 ズィーバーリー外相が小泉総理を表敬 ● 平成17年12月5日 日・イラク首脳会談 (2)二国間関係の進展 平成16年6月28日、イラク暫定政府に統治権限が委譲され、日本は同政府を承認した。同9月13日、鈴木敏郎特命全権大使を任命し、10月5日には、ジュマイリ一駐日イラク特命全権大使が着任した。平成18年4月には山口大使が新たに着任した。 (3)文化・スポーツ・人物交流等

	● 草の根文化無償スキームを用いて、イラクサッカー協会に対するサッカー器材の輸送費支援、イラク柔道協会に対する柔道器材供与及び中古柔道器材の輸送費支援、イラク・オリンピック委員会に対するスポーツ器材供与を行った。また、ムサンナー県においては、オリンピックスタジアムの修復(外観部分及び陸上トラック)、同県イラク青年スポーツ局に対するサッカー器材の供与、同県教育局に対するスポーツ器材(サッカー、バレーボール、バスケットボール、陸上)の供与を行った。 ● 平成18年3月、国際交流基金を通じて、日本のサッカーアニメTV番組「キャプテン翼」のアラビア語吹き替え版をイラク・メディア・ネットワークに対し無償提供した(今後、放映予定)。
事業の総合的評価	○内容の見直し ○拡充強化 ○今のまま継続 ○縮小 ○中止・廃止 (理由と今後の方針) イラクに新政府が発足したことに伴い、今後とも要人間の関係を緊密に保っていく必要がある。また、今後イラクの国家再建が進むとともに、文化交流等を通じ国民レベルの長期的な相互理解増進が一層重要になる。

【評価をするにあたり使用した資料】

- 外務省ホームページ
- イラク概要

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をしていただくか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

[このページのトップへ戻る](#)

[INDEXへ戻る](#)

[法的事項](#) | [アクセシビリティについて](#) | [プライバシーポリシー](#)

Copyright(C)2009 Ministry of Foreign Affairs of Japan

I-5-2 イラクの平和と安定のための支援

中東第二課長 高橋 克彦

平成19年5月

施策の概要

施策の目標	イラクの復興へ貢献すること
施策の位置付け	平成18年度重点外交政策に言及あり 平成19年度重点外交政策に言及あり 第164回/第165回/第166回施政方針演説に言及あり
施策の概要	(1) イラクの安定と復興を実現するために、我が国は、国際社会の責任ある一員として日本にふさわしい支援を行う必要があるとの認識の下、人道復興支援のために自衛隊をイラクに派遣するとともに政府開発援助(ODA)を提供し、これらを「車の両輪」として支援を実施してきた。 (イ) イラク特措法に基づき、サマーワを中心とするムサンナー県において、道路、学校等の公共施設の補修事業及び医療分野における技術指導等の人道復興支援活動等を行っていた陸上自衛隊は任務を完了し、平成18年7月にサマーワから撤収した。航空自衛隊は、概ね週4回から5回程度運航しており、バグダッドへの運航(平成18年7月31日開始)として概ね週1回程度、バグダッド経由のエルビルへの運航(平成18年9月6日開始)として概ね週1回程度、空輸を実施している。 (ロ) ODAによる支援では、平成15(2003)年のマドリッド会合で、最大50億ドルの支援等を表明している。そのうち15億ドルの無償資金による支援については、電力、教育、水・衛生、保健、雇用創出などイラク国民の生活基盤の再建及び治安の改善などの分野に全て実施・決定した。35億ドルの円借款については、既に10件(約21億ドル)分の実施の意図をイラク側に伝達済みであり、内8件(16億ドル)の交換公文(E/N)に署名した。 (ハ) また上記50億ドルに加え、平成19年2月23日に、我が国は、国際機関を通じ、基礎的生活分野(BHN)、治安、人材育成等の人道復興支援案件に対し、総額1億450万ドルの支援(緊急無償)を決定した。 (2) イラク情勢打開のためには、治安対策のみならず、イラク政府による自発的な国民融和促進のための政治的努力も重要との観点から、平成19年3月に来日したハーシミー副大統領(スンニ派)、同4月に来日したマリーキー首相(シーア派)にそれぞれ国民融和促進に向けた働きかけを実施した他、3月25日から31日まで、イラク各派から国会議員等有力者を招聘し、「国民融和セミナー」を開催した。

施策の評価

【評価結果】

「目標達成に向けて一定の進展があった。」

(理由)

治安、内政等のイラク国内事情による制約がある中、我が国をはじめとする支援国の協調の下、国民議会の招集を経て平成 18 年 5 月にイラク新政府が発足した。また、同政府は情勢打開に向け治安対策等様々な取組を行っている。引き続き、治安情勢が厳しいことは事実であるが、我が国が集中的に取り組んでいる施策については、目標に向けて一定の進展があったものと評価できる。

【今後の課題】

イラクの治安情勢は、バグダッドを中心に厳しい情勢。イラク政府は、米軍とともにバグダッドでの新たな治安対策を実施。米国、イラク両国政府は、新治安対策が一部で成果をあげているとしているが、成否を見極めるには数ヶ月を要する旨述べている。

ODA による支援については、既に「当面の支援」である無償資金援助 15 億ドル分について実施・決定されていることから、今後「中長期的支援」として円借款を中心とする最大 35 億ドルの支援を効果的に実施していく必要がある。

【施策の必要性】

我が国は原油輸入の 9 割弱を中東地域に依存しているところ、石油埋蔵量世界第 3 位のイラクの平和と安定は、中東地域の平和と安定に資する。このためには、イラク自身による国家再建の努力を国際社会が一致して支援していくことが不可欠である。

また、イラク政府・国民、国際社会全体から我が国の支援は高く評価されているとともに、支援の継続を要請されている。

【施策の有効性】

イラクの平和と安定の状況については、経済・復興面では道半ばであり、治安面についても厳しい情勢が続いているものの、新政府発足をもって安保理決議 1546 に定められた政治プロセスは完了した。このような進展は、イラクー国のみでの力では不可能であり、国際社会の支援が不可欠である。我が国としては、安保理決議等示される国際社会の支援の枠組みの中で、我が国に相応しい方法で効果の高い支援を行う必要がある。この観点から、上記概要のとおり自衛隊による人的貢献及び ODA による支援をはじめとする支援は、他の国際社会の支援と相俟ってイラクの平和と安定に寄与していると考えられる。

【施策の効率性】

イラクのニーズに応じており、イラクの政治プロセス、治安の回復、復興を他の支援国や国際機関と協調しつつ行う日本の支援は、イラクの平和と安定への貢献の方策としてとられた手段は適切かつ効率的である。

投入資源

予算	平成18年度	平成19年度
	27,416	13,426
(分担金・拠出金)	—	—
計	27,416	13,426

単位：千円

人的投入資源	平成18年度	平成19年度
	3.3	3.3

単位：人（本省職員）

【外部要因】

- (1) 武装勢力による反政府テロ活動は、イラク政府の活動を阻害し、各国からのイラクに対する支援の効果を減じさせている。例えば、政府関係者に対するテロは政府の人材の喪失となるとともにその活動を萎縮させることとなり、また、治安悪化によって事業現場へのアクセスが制約され復興事業の実施を妨げることとなる。
- (2) 政府部内における支援受入れ体制の不備は、イラクに対する支援の効果を減じる要因となっている。例えば、国連開発グループ・イラク信託基金事業進捗報告等においても、関係省庁間の調整の遅滞、担当者の頻繁な変更等の問題が指摘されているが、これらの問題は、我が国の支援についても該当する。現在、このような問題に対応するため、イラク計画省を中心として、政府部内及び支援国との調整過程を明確化する取組が進められつつある。
- (3) イラク国内の民族・宗派間調整は、これまでも新政府成立の遅延を招いており、このような内政上の問題がイラク政府の活動を非効率化する側面は否定できない。

【目標の達成状況】**評価の切り口1：政治プロセス、治安、復興における我が国の貢献**

自衛隊による人道復興支援、50億ドルのODA、60億ドルの債務救済、国民融和促進（セミナー開催、ハーシミー副大統領及びマリーキー首相来日の際の働きかけ）等、積極的な取組を実施。これらに加え、平成19年2月にはイラク・コンパクト実施のために1億ドルの追加支援を行った。

詳細は、事務事業①「人道・復興支援の実施（国民の生活水準の向上、復興の進展）」、事務事業②「政治プロセス及び治安分野での協力（イラクにおける挙国一致の維持・拡大、治安の改善）」を参照。

評価の切り口2：二国間関係の強化の状況

麻生大臣のイラクを訪問、ハーシミー・イラク副大統領、マリーキー・イラク首相の来日等、頻繁に要人往来を実施するなど、積極的に取り組んできた。

詳細は、事務事業③「二国間関係の強化（二国間の相互理解の増進）」を参照。

【第三者の所見】

大野元裕 中東調査会上席研究員

日本の対イラク支援は、上記の施策の必然性および米国に対する協調という二つの目的に貢献すると言えようが、支援表明及び実施の迅速さは当初の表明額の大きさと共に、イラク復興にとり重要であり、且つ国際社会に対する大きなPRとなった。

陸上自衛隊によるムサンナー県に対する人道支援は、治安等の困難な環境にもかかわらず高い評価を得た。その一方で、航空自衛隊によるバグダード及びアルビールへの空輸作業は、その頻度の低さおよび民間航空定期便の就航に伴い、自衛隊でなければ代替できない貢献という当初のニーズを満たすものにはならなくなっている。

日本政府は対イラク支援を、戦後の緊急時、混乱期、安定期へと移行することを想定して、2003年度の緊急支援、2004年度の無償支援、その後の「中期的支援」としての円借款中心の支援へと移行するシナリオを考えていたようであるが、イラクの不安定は長期化しており、短期的に大きく変化する見込みも立っていない。日本の支援の重要性と影響力に鑑みれば、現在の状況の変化に対応すべく、今一度、支援のシナリオを組みなおすことを検討すべきであろう。またイラクにとっての安定への道筋を示すためにも、相対的に安定している北イラクのような地域でのパイロット・プロジェクトやイラク全体が裨益するようなプロジェクトの訓練を行うような手法の検討も必要に思われる。

評価結果の政策への反映

【今後の方針】

イラクにおけるニーズを絶えず把握し、状況の変化を見極めて効果的な支援を実施していく。その際に、治安情勢の変化や政治プロセス完了後の情勢に留意する。

【事務事業の扱い】

- ①人道・復興支援の実施（国民の生活水準の向上、復興の進展） → 今のまま継続
- ②政治プロセス及び治安分野での協力（イラクにおける挙国一致の維持・拡大、治安の改善） → 今のまま継続
- ③二国間関係の強化（二国間の相互理解の増進） → 今のまま継続

【平成20年度予算・機構・定員要求への反映方針】

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	—	—

【事務事業名】① 人道・復興支援の実施（国民の生活水準の向上、復興の進展）

【事務事業の概要】

イラクの再建は、イラク国民にとって重要なことは言うまでもなく、中東地域及び国際社会の平和と安定にとって極めて重要であり、我が国にとっては、中東地域に石油資源の9割近くを依存しているという意味においても、国益に直結する課題である。イラクの復興は、まずはそこで生活する人々の生活水準を改善し希望を持って国の再建に当たることができるようにすることが、人道的観点からも第一に必要である。このような認識に基づき、我が国は、ODAによる支援と自衛隊による人的貢献を「車の両輪」として進めてきた。

ODAによる支援では、平成15（2003）年のマドリッド会合で、最大50億ドルの支援等を表明した。そのうち15億ドルの無償資金による支援については、電力、教育、水・衛生、保健、雇用創出などイラク国民の生活基盤の再建及び治安の改善などの分野に全て実施・決定した。35億ドルの円借款については、既に10件（約21億ドル）分の実施の意図をイラク側に伝達済みであり、内8件（16億ドル）の交換公文（E/N）に署名した。また上記50億ドルに加え、平成19年2月23日に、我が国は、国際機関を通じ、基礎的生活分野（BHN）、治安、人材育成等の人道復興支援案件に対し、総額1億450万ドルの支援（緊急無償）を決定した。

イラク特措法に基づき、サマーワを中心とするムサンナー県において、道路、学校等の公共施設の補修事業及び医療分野における技術指導等の人道復興支援活動等を行っていた陸上自衛隊は任務を完了し、平成18年7月にサマーワから撤収した。航空自衛隊は、概ね週4回から5回程度運航しており、バグダッドへの運航（平成18年7月31日開始）として概ね週1回程度、バグダッド経由のエルビルへの運航（平成18年9月6日開始）として概ね週1回程度、空輸を実施している。

平成19年5月3日には、イラク政府と国際社会との新たなパートナーシップ構築のためのイニシアティブである「イラク・コンパクト」が発足し、今後、国際社会によるイラク復興支援が加速されることが期待される。

【有効性（具体的成果）】

我が国の支援の結果として、主に生活基盤の改善に直結する分野においてこれまでに以下のような成果が想定されている。

（イ）電力：サマーワ大型発電所の建設、発電所の復旧、変電整備などの供与の結果、約520MW（イラクの供給電力量の約10%に相当）が復旧する。

（ロ）医療・保健：全国11病院の整備を支援することによって年間延べ400万人程度の利用体制が整備される。

（ハ）水・衛生：バグダッドの浄水設備及びムサンナー県の給水能力向上を支援することによって、延べ約600万人程度の人々が裨益する。

（ニ）教育・文化：校舎の再建・学用品の供与等の支援を行った結果、延べ約610万人程度の生徒・学生が裨益する。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 ☒ 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

現状においては、復興は道半ばであり、イラク政府等からも強く支援を求められている。さらに、国際社会においても復興調整メカニズムを構築し、支援を強化しようとしている現状において、今後、我が国

【事務事業名】③ 二国間関係の強化（二国間の相互理解の増進）

【事務事業の概要】

我が国が行っている支援が十分にその効果を発するためには、イラク国民に我が国の人道復興支援の内容や目的を理解してもらい、協力を得ることが必要である。イラク文化・教育・スポーツ面での支援を行うことは、イラク国民が希望を持って再建に取り組むことができるよう、精神面での支えとして重要な意味を持つのみならず、そのような支援を行っている我が国に対する「友人」としての親近感をイメージを醸成することにもつながり、二国間の相互理解に資する有効な手段である。サウジアラビア、イランに次ぐ世界第三位の石油埋蔵国であるイラクとの良好な関係は、我が国の国益に欠かせない。

また、中東地域全体、ひいては国際社会の安定に今後とも大きな影響を与えるイラクとの二国間関係の強化は、エネルギー安全保障の観点も含め、国際社会のみならず、我が国自身の安定と繁栄に関わる重要な施策である。平成18年度においては二国間関係強化のために、頻繁に要人が往来するなど、積極的に取り組んできた。

【有効性（具体的成果）】

平成18年8月3日、麻生外務大臣はバグダッドを訪問し、ズィーバーリー外相次いでマリーキー首相と会談した。同会談では、ズィーバーリー外相、マリーキー首相から日本の支援に対する謝意が表明された、麻生外務大臣からは自衛隊の撤収後も引き続きイラクを支援する姿勢に変わりはない旨を伝えた。

平成18年10月23日の麻生外務大臣とシャハリスターニー石油相の会談では、シャハリスターニー石油相から改めて我が国の支援に対する謝意が伝えられ、我が方からも引き続きイラクを支援する姿勢に変わりはない旨を伝えた。また戦略的なパートナーシップ、互恵的な関係の構築について意見交換を行った。

平成19年3月、安倍総理に宛てた書簡にてマリーキー首相は、我が国の様々な分野にわたる取組に謝意を示しつつ、復興分野とともに、空自の支援継続を要請している。

平成19年3月のハーシミー副大統領来日、同4月のマリーキー首相来日の際には、安倍内閣総理大臣、麻生外務大臣とそれぞれ会談を行い、我が方から国民融和促進を働きかけると共に、「長期的・戦略的パートナーシップ」の構築に向けた意見交換を行った。

【事業の総合的評価】

○拡充強化 ☒ 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止

（理由と今後の方針）

イラクに新政府が発足したことに伴い、今後とも要人間の関係を緊密に保っていく必要がある。また、今後イラクの国家再建が進むとともに、文化交流等を通じ国民レベルの長期的な相互理解増進が一層重要になる。

【評価をするにあたり使用した資料】

- ・ 外務省ホームページ
- ・ 平成19年版外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策の概要

施策の目標	イラクの復興へ貢献すること
施策の位置付け	第 166 回/第 169 回施政方針演説に言及あり 平成 19 年度重点外交政策に言及あり 平成 20 年度重点外交政策に言及あり
施策の概要	(1) イラクの安定と復興を実現するために、我が国は、国際社会の責任ある一員として我が国にふさわしい支援を行う必要があるとの認識の下、人道復興支援のために自衛隊をイラクに派遣するとともに政府開発援助 (ODA) を提供し、これらを「車の両輪」として支援を実施してきた。 (イ) イラク特措法に基づく自衛隊による支援については、陸上自衛隊が平成 18 年 7 月に任務完了にともなってサマーワから撤収したが、航空自衛隊は引き続き、活動を継続している。航空自衛隊輸送機は、概ね週 4 回から 5 回程度バグダッドへ運航 (平成 18 年 7 月 31 日開始) しており、概ね週 1 回程度、バグダッド経由でエルビルへ運航 (平成 18 年 9 月 6 日開始) し、空輸を実施している。 (ロ) ODA による支援では、平成 15 (2003) 年のマドリッド会合で表明した最大 50 億ドルまでの支援を着実に実施してきている。平成 19 年度末までに 16.9 億ドルの無償資金協力を実施したほか、有償資金協力については、平成 19 年度末までに 10 件 (約 21 億ドル) の交換公文 (E/N) に署名した。 平成 19 年度中には、平成 19 年 11 月にイラクの難民・国内避難民に対し約 518 万ドルの支援を実施したほか、平成 20 年 2 月にはファルージャ母子病院の改修のための 18 億 9700 万円の支援を決定した。 (2) イラクの安定のためには、治安対策のみならず、イラク政府による自発的な国民融和促進のための政治的努力も重要との観点から、平成 19 年 3 月に来日したハーシミー副大統領 (スンニー派)、同 4 月に来日したマリーキー首相 (シーア派) にそれぞれ国民融和促進に向けた働きかけを実施した。また、平成 18 年度の「第 1 回国民融和セミナー」開催に引き続き、平成 19 年度も平成 20 年 3 月 20 日から 28 日まで、イラク各派から国会議員等有力者を招聘して「第 2 回国民融和セミナー」を開催した。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて一定の進展があった。」

(理由)

イラク政府は平成 18 年 5 月の新政府発足後、種々の困難に直面しながらも、我が国をはじめとする支援国の協調の下、復興の達成に向け着実に進展を見せている。

政治、国民融和の面では、平成 20 年 1 月 12 日、旧バアス党員の復職に関する「責任と公正」法案が国民議会で採択され、また 2 月 13 日、一般恩赦法案、地方自治法案、2008 年度予算案が国民議会で採択されるなど、一定の進展がみられている。

また、治安情勢は平成 19 年夏以降改善に向かいつつある。既にイラク全土 18 県の半分に当たる 9 県で多国籍軍からイラク側に治安権限が移譲されている。

課題

イラクの治安情勢は、イラク政府及び多国籍軍による新治安対策が功を奏し大幅に改善しつつあるものの、依然厳しい情勢が続いている。またイラク政府内のガバナンス能力不足や民族宗派間の不一致などが指摘されている。

施策の必要性

我が国は輸入原油の約 9 割を中東地域から輸入しており、石油埋蔵量世界第 3 位のイラクの平和と安定は、中東地域全体の平和と安定に資する。このため、イラク自身による国家再建の努力を国際社会が一致して支援していくことが不可欠である。

また、イラク政府・国民、国際社会全体から我が国の支援は高く評価されているとともに、支援の継続を要請されている。

施策の有効性

イラクにおける政治プロセス及び、復興の進展は、イラクー国のみでは不可能であり、国際社会の支援が不可欠である。我が国は、安保理諸決議等に示される国際社会の支援の枠組みの中で、我が国に相応しい方法で効果の高い支援を行ってきている。

施策の効率性

我が国は、イラクのニーズに応じて、他の支援国や国際機関と協調しつつ、厳しい状況の中でも最大限効率的な支援を行っている。平成 19 年 5 月 3 日に発足したイラク支援のための国際的な協調枠組みである「イラク・コンパクト」には策定段階から積極的に参加しており、国際的に協調した支援の実施に配慮している。また ODA による支援については、「イラク復興支援のための二国間無償資金協力に関する実施要領」等に基づき、プロセスの公平性・透明性の確保に努めるとともに、効率的で無駄のない支援を行うための手段を講じている。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	13,426	9,504

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	3.3	3.3

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 武装勢力による反政府テロ活動は、イラク政府の活動を阻害し、各国からのイラクに対する支援の効果を減じさせている。具体的には、治安悪化による事業現場へのアクセスの制約やセキュリティ・コストの高騰等の事態が発生している。
- (2) 発足間もないイラク政府には支援の受け入れに係るガバナンス能力が不足している面があり、イラクに対する支援の効果を減じる要因となっている。
- (3) イラク国内の民族・宗派間の不一致は、イラク政府による援助受け入れ決定の遅延を招いており、このような内政上の問題がイラク政府の活動を非効率化する側面は否定できない。

目標の達成状況

評価の切り口1：政治プロセス、治安、復興における我が国の貢献

我が国は、自衛隊による人道復興支援、50億ドルのODA、60億ドルの債務救済、国民融和促進（セミナー開催、ハーシミー副大統領及びマリーキー首相来日の際の働きかけ）等、積極的な取組を着実に実施してきた。詳細は、事務事業①「人道・復興支援の実施（国民の生活水準の向上、復興の進展）」、事務事業②「政治プロセス及び治安分野での協力（イラクにおける挙国一致の維持・拡大、治安の改善）」を参照。

評価の切り口2：二国間関係の強化

平成19年3月のハーシミー・イラク副大統領の来日、4月のマリーキー・イラク首相の来日等、頻繁に要人往来を実施し、我が国とイラクの二国間関係強化に向け積極的に取り組んだ。詳細は、事務事業③「二国間関係の強化（二国間の相互理解の増進）」を参照。

第三者の所見

大野元裕 中東調査会 上席研究員

我が国の対イラク支援は、国際的に見ても迅速且つ真摯なものであったと評価できる。また、我が国の支援は、イラク政府からの評価のみならず、対米協力の側面でも効果を上げたと考えられる。その一方で、2005年にはイラク情勢が安定することを想定して計画されたように思われる支援の枠組みを、現状に合わせて見直し、無償資金協力と円借款の割合およびあり方を再検討してもよいように思われる。

イラクは、鉱物資源の埋蔵量をはじめとし、大きな可能性を有してきたが、過去数十年にわたり、これは可能性の域を出なかった。ところが、治安の一定の改善を含め、イラクの鉱物資源をはじめとする可能性は、現実のものとして二国間関係に資する見込みがより強くなってきたように思われる。今後は、イラクの復興と治安正常化の流れを支援し、民間企業の参画を含めたイラクとのより密接な二国間関係

I-5-2 イラクの平和と安定のための支援

事務事業名 ① 人道・復興支援の実施（国民の生活水準の向上、復興の進展）

事務事業の概要

イラクが平和的な民主的国家として再建されることは、中東地域の安定に不可欠であり、石油の約9割を中東地域から輸入する日本にとっては、国益に直結する問題として極めて重要である。またイラクが不安定化すればテロの温床となりかねず、イラクの再建は、国際社会共通の課題である。日本も国際社会の一員としてふさわしい支援を行うため、自衛隊、ODA、国民融和に向けた働きかけ等、幅広い取組を行ってきた。

（1）イラク特措法に基づく自衛隊による支援については、陸上自衛隊が平成18年7月に任務完了にもなってもサマーワから撤収したが、航空自衛隊が引き続き、活動を継続している。航空自衛隊輸送機は、概ね週4回から5回程度バグダッドへ運航（平成18年7月31日開始）しており、概ね週1回程度、バグダッド経由でエルビルへ運航（平成18年9月6日開始）し、空輸を実施している。

（2）ODAによる支援では、平成15（2003）年のマドリッド会合で表明した最大50億ドルの支援を着実に実施してきている。これまでに16.7億ドルの無償資金協力を実施したほか、平成19年度末までに10件（約21億ドル）の交換公文（E/N）に署名した。

平成19年度中には、平成19年11月にイラクの難民・国内避難民に対し約518万ドルの支援の実施を決定したほか、平成20年2月にはファルージャ母子病院の改修のための18億9700万円の支援を決定した。

（3）さらに、イラク復興支援のための国際的な協調枠組みである「イラク・コンパクト」に積極的に参加するなど、国際的に効率的な援助の実現に向けた取組も行っている。

有効性（具体的成果）

これまでに、航空自衛隊による輸送支援により、平成20年5月21日までに、713回、597.1トンの物資の輸送を行った。

また、我が国のODAによる支援の結果として、主に生活基盤の改善に直結する分野においてこれまでに以下のような成果が想定されている。

（イ）電力：サマーワ大型発電所の建設、発電所の復旧、変電整備などの供与の結果、約520MW（イラクの供給電力量の約10%に相当）が復旧する。

（ロ）医療・保健：全国11病院の整備を支援することによって年間延べ400万人程度の利用体制が整備される。平成19年度に実施した「ファルージャ母子病院設置計画」によって周辺住民約50万人の母子保健サービスが向上する。

（ハ）水・衛生：バグダッドの浄水設備及びムサンナー県の給水能力向上を支援することによって、延べ約600万人程度の人々が裨益する。

（ニ）教育・文化：校舎の再建・学用品の供与等の支援を行った結果、延べ約610万人程度の生徒・学生が裨益する。

（ホ）シリア及びヨルダンにおけるイラク人難民の保護活動を通じ、難民の医療、保健状況等が改善された。

（ヘ）また、平成19年度末までに2421名を超えるイラク人に対してJICAによる研修を実施した。

事業の総合的評価

☒ 拡充強化 ☐ 内容の見直し・改善 ☐ 今のまま継続 ☐ 縮小 ☐ 中止・廃止

(理由と今後の方針)

現状においては、イラクの復興は道半ばであり、イラク政府は強く支援の継続を求めるとともに、国際社会においても更なる支援の呼びかけがなされている。今後、我が国としても、支援を強化していく必要がある。

事務事業名 ② 政治プロセス及び治安分野での協力（イラクにおける挙国一致の維持・拡大、治安の改善）

事務事業の概要

安保理決議1546に基づいた一連の政治プロセスは、平成18年5月のマリーキー政権の発足に伴って完了したものの、2006年2月にサーマッラーで発生したシーア派の聖廟爆破事件以降、宗派間対立が激化し、急速に治安が悪化した。その後、イラク政府、各国の努力の成果もあり治安情勢は一定の改善が見られる。我が国としても、国民融和と治安の改善は、イラクの国家再建に不可欠であるとの認識に基づき、イラクの国民融和の推進や国際社会の十分な関与の確保に向けて働きかけを行っている。

具体的には、以下のとおり。

(1) イラク情勢打開のためには、治安対策のみならず、イラク政府による自発的な国民融和促進のための政治的努力も重要との観点から、平成19年3月に来日したハーシミー副大統領（スンニー派）及び4月に来日したマリーキー首相（シーア派）に対し、国民融和に向けた働きかけを実施した。また、平成18年度の「第1回国民融和セミナー」開催に引き続き、平成19年度も平成20年3月20日から28日まで、イラク各派から国会議員等有力者を招聘して「第2回国民融和セミナー」を開催した。

(2) 治安分野においては、我が国に相応しい方法による支援として、ODAを通じて、警察車両の供与を実施するなど、治安分野においてこれまでに約7,700万ドルの支援を実施してきている。

(3) さらに、イラクの安定化には、国際社会、特に周辺国の建設的な関与が不可欠であるとの下、「イラク周辺国拡大大会合」に積極的に参加するなど、国際的な取組を強化するための取組を実施している。

有効性（具体的成果）

(1) 平成20年1月12日、旧バアス党員の復職に関する「責任と公正」法案が国民議会で採択された。我が国はこれを、国民和解進展に向けた重要な一歩として評価する談話を出した。また平成20年2月13日、重要法案である一般恩赦法案、地方自治法案が国民議会で採択されるなど、国民融和に進展が見られる。

(2) イラク政府の治安部隊は、平成17（2005）年1月には約13万人であったのが平成20（2007）年3月末には約47万人まで増加した。また、イラク18県の半分にあたる9県で、治安権限が多国籍軍からイラク側に委譲されている。

事業の総合的評価

☒ 拡充強化 ☐ 内容の見直し・改善 ☒ 今のまま継続 ☐ 縮小 ☐ 中止・廃止

(理由と今後の方針)

石油・ガス法（炭化水素法）等、重要法案がいまだ成立していないものの課題は依然多い。また、治安情勢は改善の傾向が見られるも、引き続き予断を許さない状況が続いており、今後も継続的に協力を行う必要がある。

事務事業名 ③ 二国間関係の強化（二国間の相互理解の増進）

事務事業の概要

中東地域全体、ひいては国際社会の安定に今後とも大きな影響を与えるイラクとの二国間関係の強化は、エネルギー安全保障の観点も含め、国際社会のみならず、我が国自身の安定と繁栄に関わる重要な施策である。我が国が行っている支援が十分にその効果を発するためには、イラク・政府、国民に我が国の人道復興支援の内容や目的を理解してもらい、協力を得ることが必要である。平成19年度においては二国間関係強化のために、頻繁に要人が往来するなど、積極的に取り組んできた。

有効性（具体的成果）

平成19年3月のハーシミ副大統領来日、同4月のマリーキー首相来日の際には、安倍内閣総理大臣（当時）、麻生外務大臣（当時）とそれぞれ会談を行い、我が方から国民融和促進を働きかけると共に、「長期的・戦略的パートナーシップ」の構築に向けた意見交換を行った。

事業の総合的評価

☐ 拡充強化 ☐ 内容の見直し・改善 ☒ 今のまま継続 ☐ 縮小 ☐ 中止・廃止

（理由と今後の方針）

今後とも要人間の関係を緊密に保っていく必要がある。また、今後イラクの国家再建が進むとともに、国民レベルの長期的な相互理解増進が一層重要になり、継続的な取組が必要である。

評価をするにあたり使用した資料

- ・ 外務省ホームページ
- ・ 平成20年版外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-5-1 中東地域安定化に向けた働きかけ

2-⑦

中東第一課長 三上正裕

中東第二課長 高橋克彦

平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	中東和平の実現、イラク及びアフガニスタンの復興へ貢献すること 【小目標】 ・ 政治的働きかけ、対パレスチナ支援、信頼醸成を通じた中東和平実現に向けた和平努力の促進 ・ 「平和と繁栄の回廊」構想の着実な実施 ・ 円借款・技術協力を通じた復興支援、経済・ビジネス関係の強化により、イラクの安定と復興に向けた支援の着実な実施 ・ ①治安改善、②政治プロセス・和解促進、③経済発展の基盤・人材育成という分野の中で、アフガニスタンに安定をもたらすための努力の継続
施策の位置付け	(1) 第 170 回国会所信表明演説に言及あり (2) 第 169 回、第 171 回国会施政方針演説に言及あり (3) 第 169 回、第 171 回国会外交演説に言及あり (4) 平成 20 年度重点外交政策に言及あり
施策の概要	(1) イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ、対パレスチナ支援、信頼醸成措置 (2) イラクの安定・復興への貢献 (3) アフガニスタンの安定・復興への貢献

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

(1) 平成 20 年 10 月にイスラエル・パレスチナ双方ハイレベルを招き、信頼醸成に向け政治的働きかけを行った。平成 20 年末のガザ情勢悪化の際は、首脳・外相級で電話会談を行い即時停戦を働きかけるとともに有馬中東和平担当特使を現地に派遣、緊急人道支援及び物資協力を迅速に実施した。平成 21 年 3 月のガザ復興支援国際会議には伊藤外務副大臣を派遣、当面 2 億ドルの対パレスチナ支援を表明するなど、情勢悪化を食い止めるためできる限りの貢献を行った。

(2) イラク政府は種々の困難に直面しながらも、我が国を始めとする支援国の協調の下、復興の達成に向け着実に進展を見せている。

政治、国民融和の面では、平成 20 年に旧バアス党員の復職に関する「責任と公正」法、一般恩

赦法、地方自治法等の重要法案が国民議会で採択され、平成 21 年 1 月 31 日には、イラク憲法制定後初の地方議会選挙が、キルーク県及びクルディスタン地域 3 県を除くイラク 14 県で概ね平穩に実施される等、一定の進展がみられている。

また、治安情勢は平成 19 年夏以降大幅に改善している。既にイラク全土 18 県のうち 13 県で多国籍軍からイラク側に治安権限が移譲されている。

(3) アフガニスタンは厳しい治安情勢の中、復興への取組を進めており、平成 21 年には 2 回目となる大統領選挙が予定されている。我が国の人道支援及び平和の定着を念頭に置いた各種支援は同国の復興と安定の実現に貢献しているものと評価でき、アフガニスタン政府要人及び国際社会も我が国支援を高く評価している。

課題

(1) 和平プロセスの阻害要因が引き続き大きい。我が国としても、できることに限界はあるが、引き続き関係諸国と協力して、和平実現の環境づくりに貢献していく必要がある。

(2) イラクの治安情勢は、大幅に改善しつつあるものの、依然厳しい情勢が続いている。また、政治面においては、連邦制、憲法修正、係争地の帰属等が引き続き未解決である。

(3) アフガニスタンの復興には進展が見られるものの依然道半ばである。非合法武装集団の解体、法の支配の強化、治安の回復、麻薬依存体質経済からの脱却、地方開発の促進等の課題はまだ山積している。

施策の必要性

テロの脅威をはじめ、国際社会の平和と安定に大きく影響する問題を抱える中東地域の平和と安定は、国際社会全体の平和と繁栄にも多大な影響を及ぼす問題である。とりわけ原油輸入の 9 割を中東地域に依存する我が国にとり、この地域の平和と安定は我が国の平和と繁栄に直結する。中東和平問題、イラク及びアフガニスタンは中東地域、ひいては世界全体の平和と安定の鍵ともいうべき問題であるところ、我が国としても国際的な影響力を強化し、和平実現に向け積極的な役割を果たす必要がある。

施策の有効性

(1) 中東においてアラブ・イスラエル双方より信頼されているという特長を活かし、我が国は、中東和平の実現に向け①イスラエル・パレスチナ両当事者への政治的働きかけ、②対パレスチナ支援の実施、③信頼醸成の 3 点を推進してきている。また、総合的な取組として、地域協力を通じたヨルダン溪谷開発構想である「平和と繁栄の回廊」構想を推進している。

(2) イラクの状況は進展しているが、政治プロセス及び、復興の進展は、イラク一国のみの力では不可能であり、国際社会の支援が不可欠である。我が国は、国際社会と協力し、我が国に相応しい方法で効果の高い支援を行ってきている。

(3) アフガニスタンの復興においては、これまでに 500 万人の避難民が帰還したほか、麻薬生産量の減少、社会経済状態の向上等が見られるが、復興はいまだ道半ばであり、平和と安定を実現するためには、アフガニスタン国民の生活が改善され、希望を持って復興への努力を継続することができ環境を作ることが第一に重要である。そのためには中央政府の統治が全土に行き渡り、治安情勢が安定することが必要である。したがって、我が国がアフガニスタンの安定に貢献するためには、治安やインフラ復旧をはじめとする復興支援を実施することが最も有効な手段である。また、支援のニーズを的確に判断するための緊密な対話や、支援に対する理解を深めてもらい、我が国に対する良好な感情を醸成するた

めの広報活動等、二国間関係の強化も重要である。

施策の効率性

(1) 信頼醸成会議を我が国が主催することにより、イスラエル・パレスチナ両当事者による対話の促進に資することができた。また、対パレスチナ支援には迅速性が不可欠であるところ、我が国はイスラエルのガザ進攻後迅速に緊急人道支援及び物資協力を表明した。とられた手段は適切かつ効率的であったと考えられる。

(2) 我が国は、イラクのニーズに応じて、他の支援国や国際機関と協調しつつ、厳しい財政及び人的資源の状況の中でも施策の目標（特に小目標）の達成に向け進展があり、最大限効率的な支援を行っている。平成 19 年 5 月 3 日に発足したイラク支援のための国際的な協調枠組みである「イラク・コンパクト」には策定段階から積極的に参加しており、国際的に協調した支援の実施に配慮している。また ODA による支援については、「イラク復興支援のための二国間無償資金協力に関する実施要領」等に基づき、プロセスの公平性・透明性の確保に努めるとともに、効率的で無駄のない支援を行うための手段を講じている。

(3) アフガニスタンの復興支援については、和平プロセス・ガバナンス（行政経費支援等）、治安維持（非合法武装集団の解体（DIAG）や地雷対策等）及び復興（幹線道路整備等）の 3 つの柱に対する支援を行い、目標達成の点からとられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	10	17

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	18.3	18.3

単位：人（本省職員）

外部要因

(1) 中東和平の実現にあたっては、①暴力の発生・激化、②イスラエル・パレスチナ間の立場・見解の相違・乖離、③イスラエル国内・パレスチナ自治区の政治状況、④アラブ諸国・米等国际社会の動向の外部要因が挙げられる。

(2) イラクに関しては、

①武装勢力による反政府テロ活動が、イラク政府の活動を阻害し、各国からのイラクに対する支援の効果を減じさせている。具体的には、治安悪化による事業現場へのアクセスの制約やセキュリティ・コストの高騰等の事態が発生している。

②イラク国内の民族・宗派間の不一致が、イラク政府による援助受け入れ決定の遅延を招いており、このような内政上の問題がイラク政府の活動を非効率化する側面は否定できない。

(3) アフガニスタンに関しては、

①平和と安定に対して、アフガニスタンの政権の動き、不安定要因をもたらす反政府グループの動向、国際社会の動向等が大きな影響を与える。

②復興支援は、主要ドナー国及び国連諸機関をはじめとする関係国・国際機関と協力して実施してい

る。

③人道支援などアフガニスタン国民の生活環境向上に直接つながることが期待されるものがあるものの、復興支援全体の効果は、治安情勢や政治プロセスの進展状況など、アフガニスタンの国内事情に影響を受ける。

④アフガニスタン支援の成果が発現しているかどうかについては、中長期的な視点が必要であり、必ずしも短期的に目に見える形で確認できる性質のものではないことに留意する必要がある。

目標の達成状況

評価の切り口 1：中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果

平成 20 年 2 月にオルメルト・イスラエル首相が訪日し、福田総理（当時）との間で「日本・イスラエル関係深化に関する共同声明」を発表した。10 月にはシトリート・イスラエル内相、エラカート PLO 交渉局長らを招き、第 4 回信頼醸成会議を開催した。招聘面では、8 月にイスラエル・パレスチナ合同青年招聘を、平成 21 年 2 月に中東若手外交官等招聘を実施した。

対パレスチナ支援としては、9 月のパレスチナ支援調整委員会（AHLG）に有馬中東和平担当特使を派遣し、1000 万ドルのノンプロジェクト無償資金協力を表明した。また、12 月以降のガザ情勢悪化に際しては 1000 万ドルの緊急人道支援及び 100 万ドル相当の物資協力を実施した他、平成 21 年 3 月に開催されたガザ復興支援会議に伊藤外務副大臣を派遣し、当面 2 億ドルの支援を表明した。

「平和と繁栄の回廊」構想では、7 月に第 3 回四者協議閣僚級会合を開催した。詳細は事務事業①「イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ、対パレスチナ支援、信頼醸成措置」を参照。

中東和平の実現自体は、国際的に最も重要だが困難な外交課題の一つであり、我が国の取組だけで目に見える進展をもたらすことはできないが、事態の悪化を防ぐことも含め、和平実現のための環境づくりに貢献している。

評価の切り口 2：イラクの復興に向けた我が国の貢献

（1）政治プロセス、治安、復興における我が国の貢献

我が国は、自衛隊による人道復興支援、50 億ドルの ODA、60 億ドルの債務救済、国民融和促進（セミナー開催）、経済・ビジネス関係の強化（第 1 回日・イラク・ビジネスフォーラム開催）等、積極的な取組を着実に実施してきた。

（2）二国間関係の強化の状況

アーニー大統領府長官、ハンムード外務次官が来日し、我が国からは安倍総理特使、橋本外務副大臣が訪問する等、二国間関係の強化に向け積極的に取り組んだ。詳細は、事務事業②「イラクの安定・復興への貢献」を参照。

評価の切り口 3：アフガニスタンの復興に向けた我が国の貢献

（1）アフガニスタンの安定への我が国の貢献

これまでに 17.8 億ドル以上の ODA を通じた積極的な支援を実施した。

（2）二国間関係の強化に向けた取組

現地の治安情勢が不安定な中で、アルサラ筆頭大臣、スタナクザイ大統領顧問等が来日し、我が国から、高村外務大臣（当時）、緒方総理特使が訪問する等、二国間関係の強化に向け積極的に取り組んだ。詳細は、事務事業③「アフガニスタンの安定・復興への貢献」を参照。

第三者の所見

中島 勇 (財) 中東調査会 主席研究員 (中東和平部分)

中東和平問題は、政治交渉がいつこうに進展しない状況にあるが、紛争解決のための処方箋は整いつつある。しかし、当事者が政治的な決断を下す段階に至るまでには、もう少し時間がかかるようだ。その間、日本を含む国際社会は、相互の信頼醸成のための努力を継続する必要がある。現在の最大の障害は、当事者間にある根深い相互不信感である。相互の不信感を軽減するためには、理詰めの議論に加えて、感情的な側面に配慮する必要がある。その点で、地道な信頼醸成構築の努力が継続されているのは高く評価できる。

大野 元裕 (財) 中東調査会 上席研究員 (イラク関係部分)

中東和平の実現に向けた我が国の支援は、困難な政治環境にもかかわらず一定の成果をあげてきた。その一方で、パレスチナ、イスラエル双方に起因する理由により、和平の実現には一層困難が積上げられたと思われるところ、たとえば平和と繁栄の回廊構想が信頼を醸成する環境にはない。政治的な働きかけと平行した支援の在り方、開発支援と人道支援の割合と実効的な人道支援の方途について、それぞれ再考すべき時に来ているように思われる。

対イラク支援については、特に復興に向けた日本の積極的姿勢はイラク側からも高い評価を得てきた。50億ドルの支援にも目処が付きつつある一方で、イラクは自立に向け正念場を迎えており、日本の「次の施策」への期待は高い。また日本企業のイラクへのまなざしにも熱いものがあるところ、開発支援の更なる実施にあたっては、両国経済関係の礎となるような分野・地域に対する政策的配慮が重要ではないか。特に、70年代の良好な日・イラク関係がイラクの繁栄を支えたことを想起させつつ、日本との関係強化にイラクの目を向けさせるような支援が実施できれば、両国の利益にかなうのではないか。

田中 浩一郎 日本エネルギー経済研究所 中東研究センター長 (アフガニスタン)

3つの当該事務事業が相手国、及び関係国によって肯定的に評価されてきたことに異論はない。その上で、これまでの努力の成果を不可逆的なものとして確立し、この先の安定化と発展の礎にするという、共通した課題に直面している点を指摘する。

この観点から、中東和平に関しては、当初の小目標の達成に向けた進展が明らかであるものの、パレスチナ分裂状態の解消、及び和平に消極的なネタニヤフ政権の翻意を促すための働きかけを強化することが肝要である。イラクに対する無償・有償資金協力、及び交流の強化に関して、2008年を通じた治安情勢の改善を受け、拡大と進捗が見られた点を評価する。ただし、駐留米軍の市街地からの撤退が実現した2009年7月以降の状況は急速に変化しており、従前の協力がどのようにイラクの安定・復興に貢献したかが問われる正念場を迎えている。一方、アフガニスタンに安定をもたらすための取組努力は確実に評価に値するとしても、2005年末から治安情勢がほぼ一貫して下降局面にあり、いまなお、成果の発現を感じ取ることができる場面が限られている上に、非合法武装集団の解体(DIAG)が容易に進展しない地域もある等、我が国の立場と取組のあり方が問われる事態となっている。

右のように外部要因の影響を受ける度合いが大きい、中東地域安定化に向けた働きかけが持つ意義自体を損なうものではなく、今後も施策を維持・拡充強化していくことが期待される。

評価結果の政策への反映

今後の方針

(1) 中東和平の進展にはイスラエル・パレスチナ双方による和平努力が不可欠である。我が国としては、現在の両当事者の交渉の状況を注視しつつ、引き続き政治的働きかけや双方間の信頼醸成などを柱として和平推進を積極的に働きかける考えである。また、パレスチナ自治政府の和平努力・改革努力を支えるために、支援を継続する。さらに、パレスチナ人の生活状況の更なる悪化を防ぎ、和平を志向する民意を強化するために、国際機関等を通じた人道支援を継続する。その他の支援については、和平プロセスの進展状況を見つつ、特に、パレスチナ自治政府が、平和的手段を通じて和平プロセスの進展に努力するかどうかを見極めつつ、個別に検討する。

(2) イラクにおけるニーズを絶えず把握し、状況の変化を見極めて効果的な支援を実施していく。その際に、治安情勢の変化や政治情勢に留意する。

(3) アフガニスタンの復興には進展が見られるものの依然道半ばであり、課題はまだ山積している。また、依然として治安情勢は不透明であり、アフガニスタンの安定のために、引き続き支援を行っていく。

事務事業の扱い

(詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください。)

① イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び

関係諸国への政治的働きかけ、対パレスチナ支援、信頼醸成措置

→ 今のまま継続

② イラクの安定・復興への貢献

→ 拡充強化

③ アフガニスタンの安定・復興への貢献

→ 拡充強化

平成22年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	—	○

I-5-1-(2)

事務事業名 ②イラクの安定・復興への貢献

2-⑧

事務事業の概要

イラクの安定は中東地域ひいては国際社会全体の安定に不可欠であることから、我が国は国際社会の責任ある一員としてふさわしい支援を行うため、ODAや自衛隊の活動を通じ、幅広い取組を行ってきている。イラクの安定と発展に伴い、イラクに対する日本の協力は、無償資金協力から円借款事業によるインフラ整備、技術協力及び経済・ビジネス関係の強化に移行しつつある。

- (1) ODAによる支援では、平成15年のマドリード会合で表明した最大50億ドルの支援を着実に実施してきている。これまでに、無償資金協力については16.9億ドルの支援を実施し、円借款については、電力、運輸、石油、灌漑等の分野の12案件（約24.5億ドル）に関する交換公文（E/N）に署名した。このほか、約60億ドルの債務救済支援を実施した。
- (2) イラク特措法に基づく自衛隊による支援については、陸上自衛隊が平成18年7月に任務完了にともなってサマーワから撤収し、航空自衛隊についても、平成20年12月に任務を終了した。平成21年1月、自衛隊の活動終了後の日・イラク間の長期的友好関係の構築のため、安倍総理特使がバグダッドを訪問し、日・イラク・パートナーシップ宣言を発出した。
- (3) 経済関係については、平成20年7月にアンマンで第1回日・イラク経済フォーラムを開催し、両国官民250名が参加した。平成21年3月には、外務省、経済産業省および民間企業12社からなるイラク経済ミッションをバグダッドに派遣した。

有効性（具体的成果）

航空自衛隊は、平成20年12月の任務終了までに、計821回、約672.5トンの物資の輸送を行った。

また、我が国のODAによる支援の結果として、主に生活基盤の改善に直結する分野において平成20年度末までに以下のような成果が想定されている。

（イ）電力：サマーワ大型発電所の建設、発電所の復旧、変電整備などの供与の結果、約520MW（イラクの供給電力量の約10%に相当）が復旧する。

（ロ）医療・保健：全国11病院の整備を支援することによって年間延べ400万人程度の利用体制が整備される。平成19年度に実施した「ファルージャ母子病院設置計画」によって周辺住民約50万人の母子保健サービスが向上する。

（ハ）水・衛生：バグダッドの浄水設備及びムサンナー県の給水能力向上を支援することによって、延べ約600万人程度の人々が裨益する。

（ニ）教育・文化：校舎の再建・学用品の供与等の支援を行った結果、延べ約610万人程度の生徒・学生が裨益する。

（ホ）シリア及びヨルダンにおけるイラク人難民の保護活動を通じ、難民の医療、保健状況等が改善された。

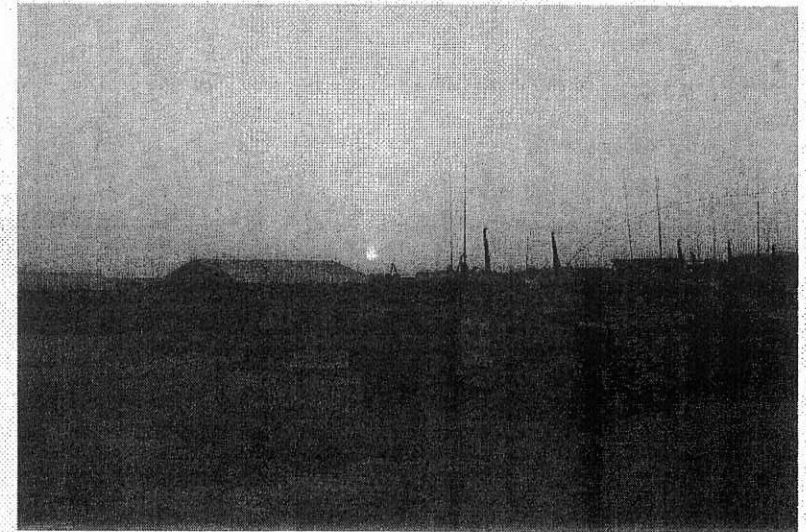
（ヘ）また、平成19年度末までに2421名を超えるイラク人に対してJICAによる研修を実施した。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

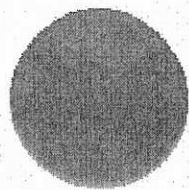
現状においては、イラクの復興は道半ばであり、イラク政府は強く支援の継続を求めるとともに、国際社会においても更なる支援の呼びかけがなされている。今後、我が国としても、支援を強化していく必要がある。



我が国によるサマーワ支援 総括と今後の展望

(平成19年5月)

我が国のサマーワに対する陸上自衛隊のイラク人道復興支援活動及び政府開発援助(ODA)に関しては、我が国は、2年半に及ぶ以下のような支援活動を通じて、具体的な成果を挙げてきており、現地の人々からも高い評価を得ています。我が国政府としては、サマーワに引き続き配慮しつつ、今後ともイラク政府の主体的な復興努力を支援していく考えです。



総括

★الله أكبر★

自衛隊派遣前

サマーワを中心とするムサンナー県:

開発から取り残され、住民の基礎的な生活基盤が著しく疲弊、国内で最も貧しく、最も失業率が高い県

我が国の自衛隊とODAとの「車の両輪」による支援:

自衛隊による人道復興支援活動+2億ドル以上の政府開発援助(ODA)



【優先課題】

- ✓安全な飲料水の提供
- ✓電力供給の安定化
- ✓基礎的な医療サービスの提供
- ✓衛生状態の改善
- ✓教育環境の改善
- ✓生活道路の確保
- ✓雇用機会の創出
- ✓安全な市民生活の確保
- ✓人材育成(本邦研修を通じた親日家の養成)

現在

県民の基礎的な生活基盤が再建されつつあり、サマーワ市内は賑わいを見せ、経済活動が拡大

今後

イラク側当局が行政能力を向上させ、県民の生活水準向上のため自律的かつ持続的に取り組むことが期待されている

- ✓地元住民及びイラク中央政府から高い評価
- ✓国際社会から復興支援の成功例として評価



主な支援活動

～切れ目無く拡大基調で進展～



陸自の人道復興支援活動

➤ 給水支援活動

- ✓ 平成17年2月まで宿當地付近で浄水(ODAにより供与した給水車に配水。合計で約53,500tを給水)

➤ 医療支援活動

- ✓ 平成16年2月から医官による医療支援活動を計277回実施(ODAにより供与した医療器材を用いた技術指導等)

➤ 公共施設の復旧・整備活動

- ✓ 学校: 36校補修
- ✓ 道路: 31ヶ所補修(約36kmはODAによりアスファルト舗装)
- ✓ その他: 66ヶ所補修(診療所、浄水場、グランド、ウルク遺跡外柵、養護施設、低所得者住宅等)

政府開発援助(ODA)

＜2億ドル以上の無償資金を投入(イラク全国では15億ドル)
:人口比でイラク全体の約2%のムサンナー県に対し、対イラクODA全体の13%以上を供与＞

➤ 第1段階: 緊急の人道支援

- ✓ 給水車の供与、仏NGOの給水活動支援開始、医薬品・医療品等の供与

➤ 第2段階: 支援の幅を拡大

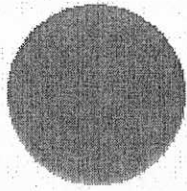
- ✓ 浄水機・給水タンク、医療器材・救急車、ゴミ・下水処理機材・特殊車両、警察車両等の供与、道路舗装、小中学校・高等教育施設の再建、雇用創出、警察訓練

➤ 第3段階: 大型案件の開始

- ✓ サマーワ大型発電所建設、サマーワ総合病院の改修、円借款による支援(灌漑、橋梁)の決定

➤ 人材育成支援: 親日家の養成

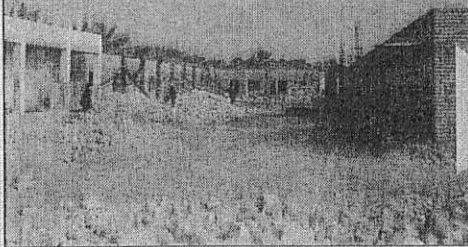
- ✓ 医療、地方自治、警察、選挙管理、報道等の分野で人材育成



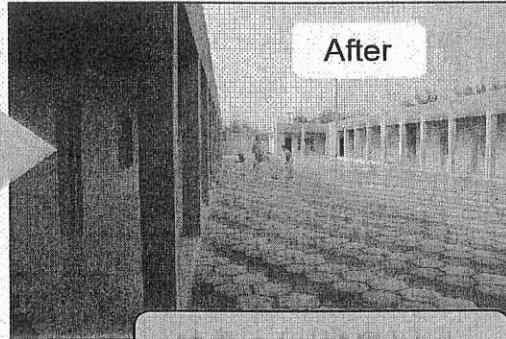
主な支援成果



Before

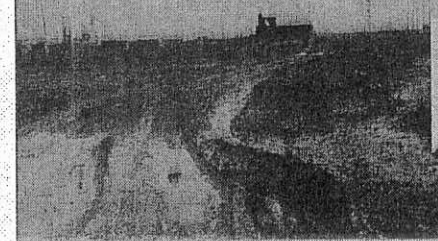


After

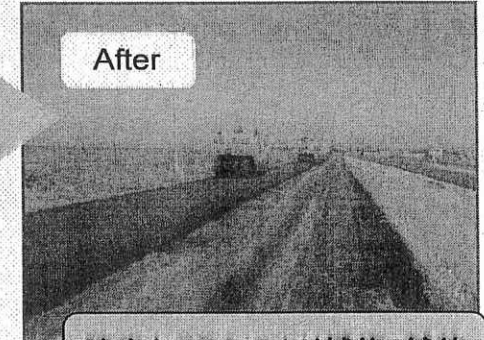


陸自により補修された
アル・ジョラーン小学校

Before

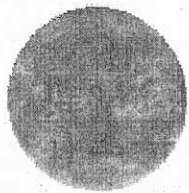


After



陸自とODAにより補修・舗装
されたルメイサ市内道路

- **電力、給水、医療・保健、教育、輸送等の各方面で県民の基礎的な生活基盤が再建されつつあり、雇用機会は拡大**(以下は一部、陸自の支援を含む)(平成18年時点)。
 - ✓ 電力: 県全体の総需要(200MW)の約1/3以上を供給(サマーワ大型発電所の完工後)
 - ✓ 給水: 県民一人当たり毎日5リットルの安全な飲料水を提供
 - ✓ 保健・医療: サマーワ母子病院での新生児死亡率が1/3減少
 - ✓ 教育: 県内全生徒数約12万人の約30%の教育環境を改善
 - ✓ 輸送: 約130kmの生活道路を補修・舗装し、県民の日常生活の利便性を向上
 - ✓ 雇用: 県全体の推定失業者数約3.5万人に対し、一日平均3,500人の雇用を提供
延べ191万人・日程度の雇用を創出
- **サマーワ市内は以前より賑わいを見せ、清掃や市内整備で美化され、住宅建設が進み、セメント工場が稼働開始するなど、経済活動も拡大。**



今後の展望



【イラク復興支援】

- イラク新政府発足を受け、イラク政府の主体的な復興努力を支援し、我が国の国益に資する日・イラク関係の発展を目指す
- サマーワに引き続き配慮しつつ、国民和解促進の観点からも、地域バランスに一層配慮
- 無償資金による当面の支援から円借款中心の支援に移行

【サマーワ支援】

- 現在取り進めている無償資金協力事業の着実な実施
- 表明済みの円借款事業（橋梁建設、灌漑施設改善）の実施
- 人材育成・行政能力向上等のための国際機関経由の事業や技術協力による研修事業の実施（保健、給水、電力、教育、農業、雇用等の分野）

陸自派遣部隊撤収時の措置について

1. 医療技術指導用器材の供与

○ムサンナー県における医療の中心である4病院(サマーワ総合病院等)では、医療器材が不足していたため、陸自派遣部隊が撤収する際に、ムサンナー県保健局からの要請を受け、医療器材(例:超音波診断装置、患者監視装置、心電解析装置、X線撮影装置、尿自動分析装置等94品目)を無償譲渡した。

○引き渡しにあたっては、使用方法の説明や、英文説明書の添付など、譲渡器材が有効活用されるよう配慮した。

2. サマーワ宿営地跡地のイラク陸軍への引き渡し

○陸自派遣部隊のサマーワ宿営地については、宿営地を適正に管理・運営する能力等を勘案し、ムサンナー県の治安維持を担当するイラク陸軍第10師団に引き渡した。

○イラク陸軍からは、同宿営地を現地の復興及び安定のために適切に使用する旨の意思表示がなされている。

サマールワにおけるODA(草の根・人間の安全保障無償資金協力)について

1. イラク・サマールワに対する草の根・人間の安全保障無償資金協力

○実績:計59件、約34.7億円

○NGO、地方公共団体、教育・医療機関等の非営利団体が被供与団体。

○分野:市民生活基盤の再建にとって重要な給水、医療、道路復旧・整備等を対象。

○草の根レベルのニーズに適切に対応できる機動的な援助として、イラク国民を始め各方面から高く評価されている。

2. 実施上の留意点

○申請団体の実施体制(財政状況、予算、プロジェクトの実施及び維持管理能力等)の適正が確保され、援助の効果が確実に発現することを予め審査の上資金を供与。

○資金供与後も案件の執行状況や実施状況のモニタリングを行い、問題が生じた場合は、被供与団体に対して対応を指導。日本側としても出来る限りの問題解決のための支援を実施。

カーワ大型発電所建設計画 BD 報告書より

(10) 環境対策

電力省によれば、イラク環境省は本案件について、燃料の完全な燃焼を担保するシステムであること、及び廃油対策を十分に行うことを条件に、その実施を認めている。

本調査では本ディーゼル発電所の建設実施に伴って起こり得ると考えられる環境への影響項目を以下に整理した。

環境評価		評 定		判断根拠、及び設計上の対策
		工事中	運転中	
社会環境	1 住民移転	D	D	計画敷地内に居住者はいない。
	2 地域分断	D	D	土地利用状況から判断して、影響はない。
	3 先住民、少数民族、遊牧民	D	D	計画敷地内に該当者はいない。
	4 住民間の軋轢	D	D	電力供給は地元住民から等しく要望されている。 工事労働者の多くは地元から調達。
	5 経済活動の基盤変化	D	D	計画敷地内では定期的に市場が開かれているが、 地元は市場を他の場所に移動させることに同意している。
	6 生活施設の変化	D	D	計画敷地周辺には学校・病院等の生活施設はない。
	7 交通への影響	B	D	周辺道路は幅員が広く、交通に余裕がある。
	8 水利権、漁業権等の調整	D	D	冷却はラジエータ方式で、取水による影響は無視できる。
	9 史跡、文化遺産への影響	D	D	計画敷地内に該当するものはない。
	10 景観の変化	D	D	既設変電所に隣接しており、影響はない。
自然環境	11 貴重な自然	D	D	計画敷地内は荒地である。
	12 貴重種、固有動植物	D	D	計画敷地内に該当するものはない。
	13 植生	D	D	計画敷地内に植生は確認されていない。
	14 地形、汀線変化	D	D	発電所ヤード標高は現地盤にほぼ等しく設定される。
	15 地下水変化	D	D	地下水利用はなく、影響がない。
	16 水域の流況、水位変化	D	D	大量の取水・放水は予定されていない。
	17 水域の水温変化	D	D	大量の取水・放水は予定されていない。
	18 大気汚染	B	B	窒素酸化物、硫黄酸化物の排出。 設計上の対策：煙突高さにより地表濃度を許容値以下におさめる。
	19 水質汚濁	D	B	廃油による水質の汚濁。 設計上の対策：水油分離槽により廃油を分離し焼却処理する。
	20 土壌汚染	D	D	タンクヤード周りの防油堤により、事故時の影響を防げる。
	21 騒音・振動	B	B	ディーゼルエンジン運転による周辺住民への騒音や振動。 設計上の対策：周辺に住居のない既設変電所南側に発電装置を据える。
	22 地盤沈下	D	D	地下水利用はなく、影響がない。
	23 悪臭	D	D	該当はない。

評定区分

- A : 重大な影響が見込まれる
- B : 多少の影響が見込まれる
- C : 不明
- D : ほとんど影響は考えられない

大気汚染、騒音・振動等の項目において、多少の影響が見込まれるものの、設計上及び施工時の配慮により回避できるものと判断される。なお本概略設計では以下の設計上の配慮を行った。

防音・防振対策

ディーゼルエンジン運転による周辺の住民への騒音や振動による影響を考慮して、主発電装置を住居から出来るだけ離して設置する。発電所予定地点は主要道路及び周辺にある家屋から十分に離して選定されている。

排ガス対策

ディーゼル発電所では排出ガスに含まれる窒素酸化物 (NO₂) 及び硫黄酸化物 (SO₂) による大気への影響、及び騒音・振動レベル等が環境問題となる可能性があるが、イラク国においてこれらに関する定量的な環境基準の存在は認められなかった。本件では、排出ガスの

地表濃度が世界銀行等のガイドラインにある基準をクリアするように、煙突高さを設定する。

防油対策

複数の燃料貯蔵タンクを設置するタンクヤードの周辺には防油堤を建設して、万一タンクに事故が発生しても周辺地域への影響を最小で済むようにする。

廃油対策

C 重油使用により発生する廃油については、発電所建屋内に十分な容量の油溜めを建設し溜まった油を汲み取るようにする。

3-2-2-2 132kV 連系線施設

新規発電所と既設オールドサマワ変電所を連系するために、発電所内の 132 kV 開閉機器から 2 回線の地中ケーブルにて、既設変電所の 132 kV 母線に接続するものとする。既設変電所側では、接続先の母線の拡張と送電線ベイ 2 回線分の増設が必要である。ケーブルは管路中に敷設するものとする。

地中ケーブルの主な仕様は以下のとおりである。

ケーブルタイプ： 132kV 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシース(XLPE)ケーブル

ケーブルサイズ： 単芯 200 mm²

3-2-2-3 既設 132kV 送電線の移設

計画されている新規発電所の敷地上には既設 132 kV Sawa - Old Samawah 間 2 回線送電線が敷設されているため、新規発電所の敷地を迂回させるルートでの移設工事が必要となる。

移設が必要な送電線設備の主な仕様を以下に示す。

送電鉄塔： 重角度鉄塔(SS14)、高さ約 30 m×3 基

132kV 送電線 (2 回線)： ACSR 240 mm²、3 芯×約 800m

架空地線： GSW50 mm²、単芯×約 800m

3-2-2-4 燃料パイプライン

本計画において、ディーゼルエンジン機関の主燃料である C 重油を送油するためのパイプラインの建設を行う。新規燃料パイプラインの敷設区間は、オールドサマワ製油所から新規発電所までの約 7.5km とする。

なお、パイプラインを地上敷設式とした場合、セキュリティ面から治安の悪化に伴う資材の盗難等が懸念され、敷設完了後もその引渡しまで警護が必要となる。さらに、技術面から送油される C 重油の温度が外気温の影響を受けやすくなる。従って、本計画において建設

イラク人道復興支援 警察車両供与案件 車両配布計画

Name of City 都市		車種	1回目	2回目	小計	総計
Iraqi Police Service イラク国内警察						
As Samawah サマワ		SUV オフロード	15	15	30	40
		Sedan セダン	5	5	10	
Basra バスラ		SUV オフロード	35	25	60	125
		Sedan セダン	35	30	65	
Diwaniyah ディワニヤ		SUV オフロード	15	10	25	40
		Sedan セダン	5	10	15	
An Najaf ナジャフ		SUV オフロード	15	10	25	40
		Sedan セダン	5	10	15	
Al Hillah ヒッラ		SUV オフロード	15	10	25	40
		Sedan セダン	5	10	15	
Wasit ワシート		SUV オフロード	15	10	25	40
		Sedan セダン	5	10	15	
Baghdad バグダッド		SUV オフロード	100		100	175
		Sedan セダン	75		75	
Fallujah ファルージャ		SUV オフロード	10	10	20	35
		Sedan セダン	5	10	15	
Ramadi ラマディ		SUV オフロード	15	10	25	40
		Sedan セダン	5	10	15	
Samarra サマラ		SUV オフロード	15	10	25	35
		Sedan セダン	5	5	10	
Tikrit ティクリート		SUV オフロード	15		15	30
		Sedan セダン	5	10	15	
Mosul モスル		SUV オフロード	25		25	100
		Sedan セダン	25	50	75	
小計			470	270	740	740
Border Enforcement Police イラク国境管理局						
Ibrahim Khali カーリ		SUV オフロード	25	25	50	50
Rabea'a ラビーヤ		SUV オフロード	8	10	18	18
Al-Qa'lim アル・カリム		SUV オフロード	5	10	15	15
Al Waleed アル・ワリード		SUV オフロード	5	15	20	20
Trebil トレビル		SUV オフロード	5	15	20	20
Ar Ar アル・アル		SUV オフロード	10	10	20	20
Basra, Safwan, Um-Qasr, Al Shalamcha バスラ、サフワン、ウン・ムカスル、アル・シャラムチャ		SUV オフロード	35	60	95	95
Zurbatia ズルバティア		SUV オフロード	17	10	27	27
Muntheria ムサリア		SUV オフロード	15	25	40	40
Bashnakh バシュナ		SUV オフロード	5	10	15	15
Tawella タウェラ		SUV オフロード	5	10	15	15
Golle ゴリ		SUV オフロード	5	10	15	15
Al Sulyamnia アル・スレイマニア		SUV オフロード	5	25	30	30
Haj Ormeran ハジ・オレメラン		SUV オフロード	5	25	30	30
小計			150	260	410	410
総計			620	530	1150	1150